

平成 22 年多賀城市議会予算特別委員会会議記録（第 3 日目）

平成 22 年 3 月 9 日（火曜日）

◎出席委員（20 名）

委員長 伏谷 修一

副委員長 森 長一郎

委員

柳原 清 委員

佐藤 恵子 委員

深谷 晃祐 委員

米澤 まき子 委員

金野 次男 委員

雨森 修一 委員

板橋 恵一 委員

藤原 益栄 委員

中村 善吉 委員

吉田 瑞生 委員

相澤 耀司 委員

根本 朝栄 委員

尾口 好昭 委員

昌浦 泰己 委員

阿部 五一 委員

小嶋 廣司 委員

竹谷 英昭 委員

石橋 源一 委員

◎欠席委員（1 名）

松村 敬子 委員

◎説明員

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 伊藤 敏明

総務部長 澁谷 大司

市民経済部長 坂内 敏夫

保健福祉部長 内海 啓二

建設部長(兼)下水道部長 佐藤 正雄

総務部理事(兼)総務部次長(兼)総務課長 佐藤 敏夫

市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長 永澤 雄一

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 伊藤 博

建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長 鈴木 裕

市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 菅野 昌彦

総務部理事(兼)管財課長 佐藤 昇市

総務部副理事(兼)地域コミュニティ課長 片山 達也

総務部副理事(兼)交通防災課長 伊藤 一雄

農政課長(兼)農業委員会事務局長 伊藤 壽朗

税務課長 菅野 敏

市民課長 加川 昭

商工観光課長 佐藤 慶輝

収納課長補佐 千葉 康志

保健福祉部副理事(兼)こども福祉課長 小川 憲治

介護福祉課長 鈴木 博子

健康課長 紺野 哲哉

国保年金課長 大森 晃

道路公園課長 鈴木 弘章

教育委員会教育長 菊地 昭吾

教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 鈴木 健太郎

教育委員会事務局理事(兼)学校教育課長 小畑 幸彦

教育委員会事務局理事(兼)文化財課長 高倉 敏明

教育委員会事務局副理事(兼)生涯学習課長 永沢 正輝

水道事業管理者 板橋 正晃

上水道部次長(兼)工務課長 長田 幹

市長公室長補佐（財政経営担当） 小野 史典

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(プロジェクト推進担当) 鈴木 学

会計管理者 本郷 義博

選挙管理委員会事務局長 鈴木 典男

監査委員事務局長 鐵 博明

都市計画課参事(兼)都市計画課長補佐 根元 伸弘

◎事務局出席職員職氏名

事務局長 松戸 信博

参事(兼)局長補佐 松岡 秀樹

主幹 櫻井 道子

午前 10 時 00 分 開議

○伏谷委員長

おはようございます。

昨日は暖かい日だったなと思いましたが、きょうは非常に寒くなっておりまして、三寒四温を体験して彼岸へと向かっていくのかなというふうに思っております。寒暖の差が激しくなっておりますので、皆様におかれましては、体調の管理に留意していただくことをお願い申し上げます。朝のあいさつといたします。

ただいまの出席委員は 20 名であります。

本日は、松村敬子委員から欠席届が出されておりますので、御報告申し上げます。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の委員会を開きます。

● 議案第 18 号 平成 22 年度多賀城市一般会計予算（歳出質疑）1 款議会費～3 款民生費

○伏谷委員長

それでは、議案第 18 号 平成 22 年度多賀城市一般会計予算を議題といたします。

昨日に引き続き歳出の質疑を行います。

まず、第 1 款議会費から第 3 款民生費までの質疑を行います。

その前に、深谷委員の方から発言の訂正を求められておりますので、許可いたします。

○深谷委員

昨日、私、質疑の際に、リーマンショックが昨年というふうに言ってしまいました。先輩から温かい御指導を賜りまして、「昨年」ではなく「おとし」いうことで確認してまいりましたので、訂正をお願いいたします。

○伏谷委員長

それでは、質疑に入ります。挙手願います。

○昌浦委員

資料からちょっと離れて、まず1点目なんですけれども、新条例議会上程時においては、委任にある規則も一緒に提案資料の中につけていただきたいということで議論したいと思います。

それから、次は、資料の6の17ページ、市ホームページの充実に要する経費。それから3問目が、これもちょっと資料から離れるんですけれども、資料6の53ページあたりに該当するのかなと思うんですけれども、いわゆるガイドヘルパー養成に関して質問したいと思います。

では、最初なんですけれども、本会議におきましては、新条例（案）が上程されたとき、条例の最後の条文に「委任」があるんですよ。「必要な事項は、市長が別に定める」とかと。それは当然、規則とか、それで運用していくんでしょけれども、本会議において、私は、その委任事項の中にある規則も、できるのであればつけるべきではないかと。それでより議員の理解が深まるのではないかと常々思っておるものですから、本会議において、その都度、お願いをしていたわけなんですけれども、平成22年度においては、条例と同時に、規則というものも合わせて議案書の中に入れ込んでいただきたいと思いますけれども、どうなんでしょうか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

当然、条例改正の時点では、附則でもって委任をするということでできていますが、例えば、この前の2月の条例の審議の中では、附則については、4月1日からということで、その時期で附則の詳細はまだ決めてございませんでした。ですから、そんなことを含めまして、今後、すべての附則が、あるいはつけられるかどうかわかりませんが、軽易なものについては、附則については提示できるのかなということで、今、課内でも研究をしてございますので、もう少しお待ちいただきたいと思います。

○昌浦委員

いわば、経過措置の中で、3カ月も4カ月後の新年度の4月1日から適用というのも、当然、条例の中にあると思うんですけれども、そういうのはまた別にしましても、何かしら規則というものがつくられておるのであれば、より我々議員の理解を深めるためにも、委任条項があって、その委任された規則というものが添付されていけば、理解というのは深まると思うので、その辺は大いに研究していただいて、可能な限り議会の方に添付として、新条例（案）で結構ですから、規則ができているのであれば、それをやはりつけていただきたいなとお願いしたいところでございますので、どうかよろしく願います。

それでは、資料6の17ページなんですけれども、これは毎回、私は質問しているんですよ。前にもちょっと質問した経緯があるんですけれども、手数料ということで何かしらホームページをつくっていただいた方にお支払いしていると思うんですが、これね、173万円なんですけれども、これは、ボーナスなしで、月給手取りの人が、14万ぐらいの手取りの人が生活できるような金額になっているんですよ。これは大きいんですよ、かなり。これはやはり市職員の方にしっかりと勉強していただいて、独自にホームページをつくっていただきたいなと思うんですよ。前は委員会のようなものができてホームページを立ち上げたという経緯は聞いておるんですけれども、この辺はどのように今なっておられるのか、どうですか。

○片山地域コミュニティ課長

考え方としては、昌浦委員が今御指摘のとおり形で私たちは進めております。というのは、いつまでもインストラクション業務をお願いするということではなく、最終的には職員がみずからやれるようにというような形で、ホームページ作成に係る処理だけではなくて、職員の研修もやっております。現在なんです、平成15年度からホームページ研修を開始いたしまして、それで、今おっしゃったのは情報化推進員というような形で各課に配置をしているんですが、その情報化推進員以外の職員に対しても研修を行っております。累計で148人の職員がホームページの更新を行う知識を有するまでに至っております。そういう形で、100%ということはもちろん目指しておりませんので、ある程度、職員が自分たちでできるような環境が整うようになりましたら、徐々にこういったことを縮小していくべきではないのかなというふうな考え方でやっております。

○昌浦委員

よそと比べて、すごく親切だし、内容的にも充実しているなというのは、私自身、仕事の関係上、いろんな自治体のホームページを見る場合があったときに、多賀城市のホームページは決して遜色ないですよ。むしろ、立派な部類の方に入っているんですよ、私自身の気持ちの中では。しかしながら、それはやはり手数料を払って立派ではなくて、職員みずから更新をしていく。そして、より市民の皆さんに見やすい、そして、情報をわかりやすく提供するというのは、今からの時代は多賀城市が一番やらなければならない最重要課題の一つだと思うんですよ。ですから、今、御回答では、148の方が更新知識を有して、もうできるような状態になっておるのであれば、当初予算においては、手数料を148万9,000円かな、上げてはもらえるけれども、早い機会、できるならば22年度中にでも職員みずから更新とかをするような体制に持って行っていただきたいと思うんです。これは、担当者みずからホームページの中で内容を記載するというのが一番わかりいいんですよ。当然でしょう、だって、自分の仕事の内容やなんかを入れるんですから。そういうことからしても、それから、即応性というのかな、即時性といったらいいんでしょうか、そういうのも可能になると思うので、ぜひとも、平成22年度中には、職員みずから更新するような、そういう体制に持っていかれるように鋭意努力していただきたいと思うんですけれども、どうでしょう。

○片山地域コミュニティ課長

昨年度の予算に比べまして4万幾らか減っておるんですが、中身からいきますと、労働者の派遣手数料が約10万円ぐらい減額しています。それは研修の時間を少なくしたということで、それだけ職員がだんだんふえてきたということもありますので、徐々に、現状を見ながら、こちらの方から職員の方がやれるような形でシフトしていきたいというふうに考えてございます。また、最近、新しく入ってきた職員は、非常にスキルが高い職員がおりまして、そういうことも、そういった形で追い風になるのかなということで、ことしのホームページをごらんになっていただくとわかるんですが、ランキングにちょっとした矢印、上とか下とかを入れたのも、ちょっとしたことなんです、ああいうような発想などもやはり若い職員ならではののかなということで、そういう形で、先ほど委員の方から大変見やすいという褒めの言葉をいただいて感謝しているんですが、そういう形で、よりよい、見やすいのを職員一丸となつてつくっていければなと思っております。ありがとうございます。

○昌浦委員

わかりました。より親切で、そして、わかりやすい、そういうホームページをつくっていただくのと、できるなら、これは他の委員の方もおっしゃっていましたが、ホーム

ページだけにやるのではなくて、市民のいろんな申請等々を含めて、ツーウェイ (two-way)、スリーウェイ (three-way)の体制も当然お考えいただきたいということをつけ加えさせていただきたいと思います。情報弱者の方もいらっしゃるということも念頭に置いていただきたいと思うところでございます。

最後なんですけれども、53ページの障害者自立支援給付費あたりに該当するのかなと漠然とは思っておりますけれども、ガイドヘルパー、本市にガイドヘルパーさんは今いらっしゃるんでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

ガイドヘルパーにつきましては、多賀城市障害者等医療支援事業ということで、要綱で定めて実施しているわけでございますけれども、この事業につきましては、多賀城市社会福祉協議会、あと、アースサポート株式会社というところがあるんですけれども、そちらの方に委託をして実施をしているというところでございます。

○昌浦委員

事業者は今、お名前が出たんですけれども、支払い等々も含めたり、お願いするのに煩雑さがあるんだと。それから、費用的な面でもちょっと厳しいものがあるみたいなお話を実は私はされているんですね。この方は途中で視力をなくされて、中途失明まではいかないまでも、それに近い状況というのは、かなり厳しい状況の方なんですけれども、仙台市や塩釜市はガイドヘルパーさんがいらっやって、それなりにいろいろと自分の仲間たちは便宜も感じておるんだけれども、本市においてはヘルパーさんはいらっやらないなど。それから、養成されたにしても、逆な意味で、余りに利用率が少ないために減っていったみたいな経緯も聞いておるんですけれども、その辺の状況はどうなんでしょう。

そして、確かに、社会福祉協議会の方をお願いしてらっやるというのもつかんでおったんですけれども、毎年、ガイドヘルパー養成講座のようなものを息長く開催するお考えというのはおありなんでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

確かに、利用はそんなに多くはないというふう聞いております。ガイドヘルパーの人が、社会福祉協議会なり、あるいはアースサポートの方にいるのかというふうなことでございますけれども、業務を委託しているということで、いつでも対応できるようにしていただきたいということが、その委託の根幹でございますので、当然いるものというふうなことで私どもは認識をしております。

あと、研修の関係なんですけれども、この辺については、その実態をさらに詳しくつかみまして、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思います。

○昌浦委員

実態をまず把握していただかない限りは、予算のつけようというか、あるいはさまざまなことの次のアクションにつながらないと思うんですけれども、潜在的に需要があるということだけはどうか頭の片隅にぜひとも入れておいていただきたいと思います。意外と、制度ができると逆に使われるというのもあるんですけれども、今は、事業者の方に委託という形、これも含めて、民間でやれるものは民間でというお考えが市の方は多いようですから、その辺で、いわゆるボランティアと言われる方たちの養成というものにも意を注いでいただきたいと。これは要望にしておきますので、お願いいたします。

○根本委員

資料6の75ページ、心身障害者医療費支給に要する経費ということで、対象者の方を助成していると。また、前のページには、母子・父子家庭医療費支給に要する経費ということで予算が計上されております。この事業の支給方法は、22年度はどのようになっていくのでしょうか。

○大森国保年金課長

22年度につきましても、これまでと同様の償還払いの方式で考えております。

○根本委員

私、以前に、障害者の方の相談をいただいて、一時的に自分の限度額だけでも入院費を用意するのが大変だということで、何とかこれは現物給付にできないものかという質問をさせていただきました。最近、また別な方からも相談いただきました。この方も障害者の方で、心臓を患って入院をしてカテーテルを入れると。2カ月間にわたるものですから、限度額は4万弱なんですけれども、2カ月にわたって8万前後の病院代がかかると。ところが、医療費がなくて困ったということで相談いただいたんですね。この件については、窓口にも行って御相談した経緯がございますけれども、問題は、対象者が1級、2級の身体障害者、知的障害者の方はAですね、療育手帳Aを持っている方が対象になっていると。3カ月後ぐらいに、医療費を一時的に自分で立てかえて、後から戻ってきますよね、償還払いでね。問題は、後で戻ってくるお金が、それは戻らない方式にできないかという切実な問題なんですよ。その方も、非常にお金に困って、緊急小口資金の10万円の申し入れをして、かなりの時間がかかっていたという経緯があるんですけれども、この件について、改善の余地があるのではないかと私は思うんですね。年金暮らしをしていて、一時的に病院にかかって、どうせ戻ってくるお金に関して、その辺を本当にカバーして上げられないのかと。このようなすばらしい制度なんだけれども、立てかえしなくてもいいような方式に改善できないかという問題なんですけれども、何か手法はないでしょうか。

○大森国保年金課長

医療費助成の方、現在は、お話ししたとおり償還払いという方式になってございます。医療費助成の中でも、乳幼児関係につきましても現物給付ということで、この現物給付になるに当たっても、多賀城市独自ということではなくて、県全体で、県の方の調整が入った中で償還払いから現物給付の方に移っていったという経過とかもございます。今お話し、心身、それから母子の方の償還払いの関係なんですけれども、私どもの方でも、県の担当の方には、償還払いの方式で何とか県の方でまとめて全県的にやっていく方向で進められないのかという要望等は常にやってございます。ただ、この件については、多賀城市だけでというのも難しいものですから、引き続き、県の担当の方にも要請を続けていきたいなというふうには考えております。

○根本委員

要請を続けていただきたいと思います。

それから、国民健康保険の保険者は市ですね。診療報酬の明細とかは全部こちらに来るわけですね。障害者で年金をもらっている方というのは、ほとんどの方が国民健康保険加入者ですね。そういうことを考えたときに、保険者である多賀城市が医療機関と連携をとって、まず国保に加入している方だけでも、多賀城市で先行的に実施できないかということが一つ。それができるかどうかね。

それから、もう一つ、例えば、お金に困ったと。緊急小口資金というのはすぐ出ないんですよ、後でちょっと質問しますけれども。結局は、医療費を用意するのが大変だということがあるので、受領委任払いというのがありますよね。委任状を書いていただいて、そして市が直接病院に払うような、委任状をその方に出していただくと、そして、市が直接病院に払うと、そういう方式はとれないか。その二つ、どうでしょうか。

○大森国保年金課長

ただいまの1点目の、国保の保険者ということで、先行的にできないかということなんですけれども、医療機関との関係におきましても、保険者である多賀城市と医療機関という関係はございますけれども、例えば、近隣の市町村とかの保険者とその医療機関とかという関係もございますので、この件につきましては、今後、研究させていただきたいと思えます。

あと、2点目の、受領委任払いにできないかどうかということにつきましても、これも多賀城市だけでという取り組みが可能なのかどうかというのは、何か難しい点があるような気がいたしますので、この点につきましても、ちょっと研究課題とさせていただきたいなと思えます。

○根本委員

ぜひ研究をしていただきたいと思います。特に、委任状の場合は、患者と市と病院との関係ですからね、これは可能性としては高いのではないかなと思うんですけれども、ぜひ研究をして、何とかそういう方々もカバーできるような方策を考えていただければなど、このように思いますので、よろしく願います。

それで、緊急小口資金の問題なんですね。以前にも、例えば、社協で預かっている5万円の生活安定資金があります。それを増額した方がいいんじゃないかと、22年度も増額した方がいいんじゃないかなと思うんですけれども、そういう質問をしたときに、県の社協でやっている緊急小口資金があるので、それを活用してほしいという答弁もございました。これは社協でやっているわけなんですけれども、これは、21年度に、前の政権が経済対策としてこの緊急小口資金を、利子もなし、保証人もなしにしたんですね。それで、今利用されていると。ところが、申請をすると2週間ぐらいかかるんですよ。また、病院に入院した場合、病院の費用がどのくらいかかるかという診断を書いてもらうんですね、書類があつて。その書類を書くのも1週間ぐらいかかるんですね。そうすると、緊急ではなくなってしまいますね。そうすると、本当に今困っていて、安定資金よりも緊急小口資金があるよと言われて、安定資金の場合は保証人があれば1週間以内で出ます。それが緊急なのに、なぜか二、三週間かかってしまうと。そこに問題はないのかどうかという疑問なんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

確かに、緊急ということからいきますと、ちょっと長いのかなというふうな感じがいたします。その辺の取り扱いにつきましては、私ども事務的に直接携わっている者ではないものですから、その辺の状況については、市の社会福祉協議会とか、場合によっては県の方にでも、その辺、ちょっと確認をしてみたいと思えます。

○根本委員

国の方針で、そういう経済対策としての流れとなって、制度も改善されて、事業主体は県の社協となっているわけですね。その窓口は市の社協となっています。ただ、利用される方は、当然、多賀城市民であり、今、困っている方、緊急に資金が必要な方、こういった

方をカバーするための資金であるということからすると、福祉部としても、決して放っておけない課題の一つであると。

それから、生活保護など、福祉事務所というのは多賀城市にありますね。市町村の中では町にはない、市にはある。そういうことからすると、例えば、そういう審査も、社協を通じてでもいいですから、独立した市が、社協として存在して、県の制度をやるときに、一々県の審査を受けるとかではなくて、多賀城市で責任を持って審査をして、そして、県に報告すると。そういう体制にすれば、もう少し期間も短くなるのではないかと、このように思うんですけども、それが可能かどうかは私はわかりません。そういうことも含めて、条件が整えば、少しでも早く必要な方に支給ができるような方策を、よく社協とも協議して、県とも連携をとりながら、検討していただきたいと思いますので、よろしく願います。

それから、最後ですけれども、67 ページ、昨日も、保育所の問題、待機児童の問題の質問がございました。それだけ、市民の皆さんにとっても、また、議会にとっても、関心が非常に高い問題でございまして、22 年度の多賀城市の子育て支援をどうバックアップしていくかという視点、そういう面では欠かせない重要な課題だと思っております。そういう意味で、今回、民間の保育所が進出をしていただけると、あるいは、浮島保育所が定員増を図るということで、100 名ぐらいの待機児童がこれで約半分ぐらいになるだろうと、こういう答弁でございました。ではこの半分の方はどうなるのかという問題になるわけでございますけれども、安心こども基金は22 年度までだということがありましたね。これを延長できないかと、県にお願いしたらという質疑もありましたけれども、22 年度というふう考えたときに、この22 年度中に民間の保育所を誘致をして待機児童を解消すべきではないかと、こう私は思うんですね。というのは、この安心こども基金というのは、公立保育所には出ないですよ、これは民間ですよ。ですから、そういうことを考えると、早急にその辺の手を打つべきではないかと、こう思うんですが、いかがでしょうか。

○小川こども福祉課長

今、根本委員がおっしゃるように、安心こども基金そのものについては、20 年度から3 年の基金事業ということで22 年度で終わる予定です。ただ、現実的に、私ども待機を抱えている自治体にとってみれば、期間的にもうちょっと長くしていただきたいという気持ちであります。せっかくのいい制度なんですね。国の財政的な支援というか、そういう部分では、私ども待機児童を解消するという目的からすれば、大変いい制度ですし、できればもっと期間を長く、あと一、二年とか、22、23、24 年度くらいまで使えるような形にしてもらえればいいかなというふうな感じではあります。ただ、現実的に、22 年度中に完成しないとこの補助金は使えないという問題があって、これから土地を取得して建物を建設するとなると、22 年度でこの基金を使うというのはちょっと遅過ぎるのかなという感じはしています。ですから、できればもっと期間を長い形で、23、24 年度でも使えるような形ですね。たしか県の方には42 億ぐらいの金額が来ているんですね。ちょっと定かではないですけども、たしか二十五、六億ぐらいしかまだ使われていない、この22 年度までで。予定では二十五、六億ぐらいしかまだ使っていないような感じにちょっと聞いています。ですから、まだまだ財源的に余裕があるんだろうと思うので、できれば期間延長なりなんなりをこれから積極的に県なり国に対して働きかけていきたいというような考え方を持っております。

○根本委員

工事完成ということになると、22 年度は厳しいですね。着工ですと何とか頑張れるかもしれませんが、そういうことでしたら、ぜひとも期間延長していただくようお願い

をしていただきたいと思います。また、3年間というのも、国の流れを受けて、これは経済対策の一環としてやった前の補正で上がったやつですので、もし県が県の独自では判断できないということであれば、県からも国の方に積極的に、期間延長ができるような体制、そういうことも含めてお願いをしていただきたいと思います。

それから、以前、一般質問で、山王市営住宅の跡地に保育所を誘致してはいかがですかという質問をさせていただきました。22年度においてぜひ検討していただければなと思います。というのは、御存じのように、あかね保育所はもういっぱいでもございますし、西部の需要も非常に高いということもございます。それから、保育所と同時に、その地に、阿部五一委員が以前から勧めていた老人福祉センター、これが併設できたらいいなと私は思うんですね。これは、深谷委員が質疑の中で申しておりました。水道部の用地に養老施設と保育所ということですけども、山王市営住宅の跡地が最適ではないかと、私はこう思うんですね。西部のお年寄りの方々がわざわざ鶴ヶ谷まで行っているということになると、あそこは東部と中央で十分だと思うんですね。西部は面積は狭いですけども、地域性からいくと、西部地区にそういう施設があってもいいのではないかと私も思っていますが、その辺、御検討いただければと思います。老人福祉センターは突然の話で申しわけないです。もし御意見があれば。

○内海保健福祉部長

老人福祉センターということでございますけれども、確かに、市域全体を見渡してみますと、公共施設の偏りと申しますか、砂押川を境にして、西と東とで、保育所の場合が特に顕著かと思われまして、どうも地域的な偏りがあるんじゃないかというふうな感じはいたしております。老人福祉センターに関しましても、今回、老人福祉センターは施設が二つになります。シルバーワークプラザとヘルスプラザというふうな形で二つになるわけですけども、これにつきましても、砂押川から東側だということでございますので、福祉サイドとしましては、そういった地域的な偏りを極力なくするような方向が必要なのではないかというふうな感じには思っております。

ただ、財源をどうするかということが常につきまとう問題かと思えます。特に、保育所の場合ですと、先ほど根本委員もおっしゃったように、民間であれば資金的な手当てがされるけれども、公共みずからが乗り出してやってやった場合には、資金的な手当ては、もう既に地方交付税という形で手当てされているんですというふうな考え方ですから、やはりそういった財源をどうやって生み出してくるかという部分が、こういった福祉施策を実行していくためには、非常に考慮しなければいけない部分なのかなというふうに思っております。いわば、そういった形で、財源を生み出した上で、それらを種銭としていろいろな福祉施設の整備をしていくというふうな考え方でやってまいりたいなと思っております。

○森委員

3点伺っておきたいと思います。

資料6の11ページ、人事管理費についてでございます。

まず、1点目につきましては、大量退職者時代と、それから、財政では大量退職者に伴っての市債を発行するところもあると思います。この中で、多賀城市における定年退職者数の把握をしておきたいなど。今般、送別会もあるんですが、その中で、定年退職者は何名ぐらいいらっしゃるのか。大変御苦労さまでございましたという気持ちとともに伺っておきたいと思います。また、そのうち、管理職については何名ほどいらっしゃるかお教え願いたいと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

22年3月末で定年により退職する職員は20名でございます。それから、勸奨で既に退職された方が1名ございます。それから、依願退職者が3名。これは学校教育課長さんも、割愛人事で2年間の任期ということでもありますので、3名。それから、昨年、3名の職員が亡くなってございます。それらを含めると、22年3月末では27名が退職という数になるかと思えます。

それから、そのうちの管理職という方でございますが、管理職につきましては、学校教育課長さんも含めると、15名がそのうちに入っていると、そういう集計でございます。

○森委員

改めて聞きますと、随分多くの方が退職されるんだなというふうに感じております。あとは、さまざまな理由によってということでございます。

次、2点目なんですけど、平成22年度の4月の、今、職員採用が市政だより等にも載っております。その中で、前にもどなたか聞いたと思うんですけども、どのような試験方法を実施しているのか伺いたいと思います。それに伴っての詳しい内容をお教えいただければなと思います。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

22年の4月から採用する職員の内訳から申し上げます。4月1日時点で採用する職員の数が20名でございます。内訳としましては、まず、大学卒の上級行政職と言われる職員については12名でございます。それから、高校卒でございますが、初級事務については3名でございます。あと、専門職、例えば、今、生活保護世帯が急増してございます。500世帯に近づきつつあるということもございまして、社会福祉士、ケースワーカーでございますが、上級の社会福祉士2名、民間実務の社会福祉士1名。ですから、社会福祉士の免許を持っている方を3名採用したいと思っております。それから、民間実務の土木、これは1級土木施工管理士という有する職員を2名採用しますので、合計で20名ということございまして、18歳から35歳まで幅広い職員を採用したいなと思っております。それを受けますと、22年4月時点での職員の数でございますが、水道事業会計も含めると、457名ございまして、21年4月の時点との比較では、7名の減となる予定でございます。22年4月時点で457名でございます。

それから、もう1点の、試験の方法ということでございますが、上級の行政職については、昨年7月に試験を実施してございますが、受験者数が226名ございました。一次試験の受験者数でございますが、226名でございます。

一次試験の内容につきましては、例えば、教養試験、あと、専門試験ということがございますが、実は、昨年、多賀城市は専門試験は実施しませんでした。これについては、幅広い人材を採用したいなということで、一次試験については教養試験のみを実施してございます。それらの結果、例えば、社会経験を積んだ方々も多数応募されまして、今回こういうような採用をしてございます。それから、二次試験については三つの試験を実施してございます。例えば、健康・人物調査、これについては、健康面、精神面を見たいなということです。それから、個別集団討論ということで、一定の論題を設けまして、その中で個別に討論してもらおうと。それから、最後に個別面接ということで、そういう試験内容を実施してございます。その中で、さっき言った20名の職員を採用したということでございます。

○森委員

時代に即した試験内容というふうなことで、35歳まで引き上げたことについては、非常に評価したいと思います。即戦力というふうな言い方、それから、その中で、まず定数管理の部分で、27名の方が退職、20名の補充と、そして7名の減というふうなことで、これについては、定数管理の部分ではどのような考え方を持ってらっしゃるでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

定数管理の方は、アクションプランでの目標値が460名でございました。これは、平成22年の4月1日の時点で、職員数としては460名が妥当であろうというふうな形で計画では持ってございましたけれども、今回、4月の段階で452名という形になりますので、そうしますと8名、多目に定数の削減が進んでいるというふうな状態でございます。これにつきましては、毎年4月から5月にかけて、翌年の3月の退職者の数と、あと、採用者の数、それから、その採用に当たっては、どういった職種が必要なのかというのを、定数管理の観点と、それから人事の方で、各部の要請等を踏まえながら、翌年度の採用者数をその中で決めていくというような形をとってございます。

ただ、問題は、目標値よりも職員の定数の方が削減数が進んでいるということは、二面性を持っているわけですね。行政改革の観点からは、それなりにいっているという観点と、それから、業務内容的に、その辺、無理がないのかというふうな部分の懸念もございまして、そのあたりは、その職種の部分で、労務職であるとかなんかという部分は不補充ということが原則でございまして、その分の労務職の人数が退職者に何人ぐらいいるのかということをいろいろ考えながら、今回は前倒しの部分で無理がないようにしているというふうなことでございます。

○森委員

よくわかりました。皆さんのように質の高いいい職員をというふうな形で、これについては対応していただきたいと思います。

次に、各種非常勤特別職委員報酬がこちらにあるんですが、これの月額報酬ないし委員会の出席延べ日数、それから、1時間当たりの単価を教えてくださいたいんですが。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

今、庁内の方には、非常勤の特別職の委員ということで組織してございますが、その中の延べ日数、それから、時間当たりの単価、年額報酬とかも含めてでしょうか。はい。

まず、教育委員会委員、今、4名の教育委員がございまして。当然、委員長と委員の方の報酬は違うわけですが、委員長につきましては月額5万800円でございます。それから、委員さんが月額4万1,000円でございます。延べ出席日数でございますが、教育委員さんについては年間約40日。これを時間当たりの単価に直すわけですが、計算しますと、教育委員長さんについては時間当たり1万500円前後かなと。それから、教育委員については1万300円前後と計算してございます。

それから、選挙管理委員会委員さんでございまして、これも4名でございます。委員長につきましては月額報酬が3万3,700円、委員については月額報酬2万3,600円でございます。定例会等への延べ出席日数でございますが、年間60日前後。これは定例会だけでございます。例えば、選挙が実施される場合は、またこれにプラスになります。1時間当たりの単価でございますが、委員長につきましては時間当たり1万2,600円、委員につきましては8,800円前後。

それから、農業委員会の委員でございますが、14名でございます。会長につきましては、月額報酬が3万5,500円でございます。委員については2万4,300円。延べ出席日数でございますが、農業委員会につきましては年間160日前後、時間単価でございますが、農業委員会の会長さんについては1万7,700円、委員さんにつきましては、時間当たり1万2,150円前後だと思っております。

それから、監査委員については2名でございますが、まず、代表監査委員でございますが、月額報酬が15万9,500円でございます。それから、議会選任の委員については月額報酬が4万800円でございます。出席日数でございますが、トータルで年間約130日前後でございます。時間当たりを直しますと、1時間当たりの単価でございますが、代表監査委員につきましては時間当たり4,350円、それから、議会選任につきましては3,800円前後かなと思っております。

○森委員

職種によってばらつきが多少あるようでありますが、ここまで細かく教えていただくと、事業仕分けではないんですが、実際、委員さん方の細かい仕事の内容、報酬の内容というのがわかるようになってくると思います。それなりのお仕事をきちっとさせていただいていると思うんですが、実は、行政評価というふうな内容と、それから評価についてはなかなかわかりにくいと思いますので、ぜひこれも加えていただければなと思いますので、以降、検討していただければと。

○雨森委員

2点についてお尋ねいたします。

資料6の23ページ、男女共同参画推進事業についてであります。東北学院大学とのいろいろな意見交換とか、そういったお考えとか、参考とか、いろいろとおやりになっているようですけれども、それは別に私は否定をするわけではないんです。というのは、参考になればと思ってここで御質問申し上げるんですが、男女共同参画というのは、皆さん御案内のとおりだと思いますが、まず、全国で始まったのは東北大学だというふうに認識しております。1913年、今から97年前でございます。日本で初めて女性3名が入った大学が東北大学だというふうに聞いております。昔から、女性は小学校を卒業して嫁に行くのが当たり前だという風習のようでありました。そのためか、大学側でも女性のトイレがなかったというような状況下であったようでございます。理系の女子大生で、扉を開いたということで、東北大学は男女共同参画のもとであったというようにテレビでも報道されたことがあります。学長がわざわざ東京に行きまして、文部省にお願いして許可されたというような経緯もあるようでございますので、できれば、東北大学の方の参考資料等、そういったものも踏まえて、その中に加えて、男女共同参画をいろいろ検討されてはいかがかと考えるわけですが、いかがでしょうか。

○片山地域コミュニティ課長

男女共同参画の指導の先生につきましては、宮城県の共同参画推進課の方ともいろいろ相談をしながらということも当時ございましたので、多賀城市では学院大学と包括協定を結んでいるということもありますので、適当な先生をとということをお願いしまして、現在御指導いただいている先生方は、まず男性の先生は多賀城にお住まいの方なんですが、実は、DVとか、ドメスティック・バイオレンスでしょうか、そちらの研究をなさっている方、女性の方は準教授なんですが、いわゆる社会保障論だとか、そういった形の専門の方なんですが、そういう方々を学院大学の方から推薦をいただいて、いろいろ御指導をいただいております。もちろんその先生方の御指導もありますけれども、先進自治体であるとか、そ

ういったいろんなところを参考にさせていただきながらいろいろ進めているというところで、今、雨森委員の方から東北大学が男女共同の発祥の地だというお話も御案内いただきましたので、それらにつきましても参考にさせていただきながら進めていきたいと思っております。

○雨森委員

参考にしているというお答えでございますので、そういったものも踏まえて進めていただければと思います。

ちなみに、丹野さんと黒田さんと、もう一人の方は牧野さんという女性の方が初めて東北大学に入って、大学の草分けだというふうに報道されておりました。それはそれで終わります。

次は、同じ資料の26ページ、防犯対策についてでございますが、多賀城駅高架下の利用について、他の委員さんから質問もありましたが、答弁の中で、駅前交番の用地の確保も必要とのお答えを聞いたわけでございますが、現在、宮城県関係側との話し合いがどのような状況にあるのかお答え願いたいと思います。

○鈴木副市長

これは懸案でございます多賀城交番のお話でございますけれども、御承知のとおり、市長も含めまして、県の知事、それから県警本部長、これは今まで何度も、数限りなく陳情、要望等を行ってきたわけでございます。行きつ戻りつのがございまして、結局のところは、財源の問題が一番大きな障害になっております。しかし、多賀城市民にとってみれば、これだけの駅前の整備をしておきながら、交番がない、警察の設備がないというのは非常に不安な状態ということがございまして、そういうことがありまして、今現在は、市が設置して警察官の立ち寄り所を設けておりますけれども、今、高架下の利用のお話もございましたけれども、多賀城市としては、何らかの形でやっぱり警察官がいてもらわなければ困るということがございまして、引き続き県の方とも要望、要請を行っておりますけれども、もう一つの有力な考え方としては、高架下に警察官立ち寄り所を整備できないかどうか、それも有力な選択肢として検討しております。そのときに、警察官立ち寄り所が、将来交番として使えるということも十分念頭に置きながら、警察官立ち寄り所が将来は交番にも使えるということまで踏まえて、例えば、パトカーをとめるスペースであるとか、あるいは、交番となった場合の警察官の宿泊施設まで使用できるような、そういったものを含めて、今、市のやり方として、進め方として、警察官立ち寄り所としてひとつ整備しようということも具体的に検討しているところでございます。

○雨森委員

わかりました。それで、これは、とにかく数十年かかった、前々市長さんの時代から、多賀城の駅前に交番が欲しいという一つの悲願でありまして、今日に至っているわけでございますけれども、県側も財政が苦しいということでもあります。しかし、知事さんも去年、堂々と、多賀城に交番ができますよ、できるようですよというようなお話も聞きまして非常に感動したわけでございますけれども、政権も変わり、いろいろな問題も生じておると思います。財政の問題もあると思います。その中で、市長さんも、また関係者の方々も一生懸命頑張っていたいただいているということをお自身も確認しておるわけでございますけれども、一日も早く、そしてまた、現在ある立ち寄り所が駐輪場の上ですね、いつごろなくなるのか。それで、即、その下に移転できるのか、そういったことも再度お尋ねしたいんですが。

○鈴木建設部次長(兼)都市計画課長(兼)多賀城駅周辺整備課長

以前にも説明したと思いますが、今の連続立体交差事業は、現在、事業期間の変更の手続を行っていきまして、当初は23年度末ということで連続立体交差事業を終る予定でしたが、恐らく1年から2年延びるだろうと、最終的には。ということで、今、協議をやっている最中ございまして、したがって、駐輪場についても高架完了時点ということになりますので、遅くとも25年度には駐輪場移転という形になるかと思えます。ですから、早ければ24年から25年にかけて駐輪場を高架下へ移転したいというふうに今時点は考えております。

○雨森委員

そうしますと、高架下に、ある程度、駐車場確保ということも考えておられるわけですか。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

今の交番の打ち合わせの中では、仮に交番ができるとすれば、パトカー用の駐車場、2台分程度はキープしていただきたいということでお話をちょうだいしているところでございます。

○佐藤委員

2点お尋ねいたします。

一つは、6番の25ページです。10番の役務費のところですかね、アンケート調査のところですね。ここで、アンケートを1年に何回ぐらいやっているんでしょうか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

1年に1回、今、第五次総合計画の中で成果指標というのをつけて、これから進行管理を行っていくわけですが、それぞれの状況がどういうふうに推移しているかということ、3,000人の方を対象に毎年これから実施をしていくというふうな考え方を持っております。

○佐藤委員

行政がアンケートをとるとするのはよくあることでして、なぜそれをとるかということ、住民のニーズをきっちりつかむためだというようなことが一番の目的だということに思うんですが、3,000人のところというのは、今までも何回かアンケート調査をしましたよね、そういう中で、抽出の仕方はどういうふうに。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

無作為でですね、大体10歳ぐらいの年齢の刻みをつけまして、多賀城市民の年代の構成割合に基づいて、無作為で抽出をするというふうなやり方でございます。

○佐藤委員

今までも何回かしていたよりは、3,000人というのは人数的には多いですか、対象者は。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

今現在、アンケート調査は今年もやりましたけれども、今回も3,000人で、これからも3,000人ということで。この対象者の数を途中で多くしたり減らしたりすると、アンケー

トの信憑性という部分に問題が出ますので、これからも 3,000 人で毎年行っていきたいと考えてございます。

○佐藤委員

今までも 3,000 人で、これからも 3,000 人ぐらいでやりたいと。私の個人的感覚なんですけれども、私の周りにアンケート用紙が届いた人は余りいないんですね。どういう基準で選んでいるのかなとちょっと興味を持ちまして、今、部長ね、よけてとっているというような話もね。任意抽出らしいので、決してよけてとっているとは思いませんけれども、年代も、地域も含めて、バランスよくとっていただきたいなというふうに思うんですね。

それで、アンケートをとるということは、それをお返しするということが一番大事なことなんです。とりっ放しというのが一番だめなことなんです。そういう面では、行政評価と絡めてとっていくということは、どこを伸ばしていったらいいのか、どこを切り捨てていったらいいのかということにもかかわってくると思うんですが、そういう返し方というのは、例えば、行政の仕組みで返していくとか、要求していることの実現で返していくとか、そういう方法があると思うんですけれども、アンケートに答えた方は本当に真剣に書いていただくということでは、個別に文書でお返しするということは大変だと思うんですけれども、どういう覚悟でとっているんですか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

これにつきましては、それぞれの施策が、どういうふうな目標値に向かって、達成度がどこまで行っているのかということ、毎年、市政だより等を使いまして、そのアンケートの調査の結果、このように進んでいますという形で、全市民に対して公表してまいりたいというふうに考えてございます。

○佐藤委員

お金も使ってアンケートをいただきながら、私は、改革されていいものもあるし、住民にとってマイナスのものもあると思うんですね。マイナスの方面に働くのではなくて、充実させていくという方向でアンケートをとるとい、アンケートの目的をぜひ達成させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

次に、バスです。公共交通です。地図をお配りさせていただきました。私は手元にカラーコピーを持っていますが、皆さんのところには、大変申しわけないんですが、白黒でお配りをさせていただきました。そっちの理事側のところは、多分、部長さんレベルのところにとまっているかと思うんです。あとは、課長たちのところには多分配られていないのかなと思いますが、多賀城の地形を頭に入れてお話を再度聞いていただきたいと思うんですけれども、つい先日、一般質問でも、何十回目かのを取り上げさせていただきましたけれども、私が反論する権利がない部分で、市長の最終答弁で、多賀城は交通の便がいいんだよと、駅が四つもあるというようなことをおっしゃいましたので、悔しいなと思って、再度ここで取り上げさせていただきました。

駅は四つあるけれども、しかし、バスは東部を中心に通っていますからこういうふうにありますけれども、東北歴史博物館から左側の方は全く人の交通ですよ、よそさまのことに便乗して何とか恩恵にあずかっているということでは、こっち側の人たちは大変不便を来しているというふうに思います。これを見ていただきながら、市内循環のバスの要求もありましたけれども、バランスいい交通網の充実を考えていかなければならないのではないかとこのように思います。

トータルの話はそういうことなんですけれども、私がお願いしている部分では、こうやって見ると、太い線のところが友愛バスが走っているところです。バス停が真ん中のあたりに、東小学校前、芦畔公園前、笠神保育所前、芦畔、それから多賀城高校前を通過して、ちょっと坂を上って行って、休場というところを、東部でいえばですよ、東部ユーアイバスはここを通過しているわけです。塩釜の「ぐるりんこ」はここを通らないで、北遠山から貞山橋、多賀城高校前を通過して行くわけです。この貞山橋と多賀城高校前が、何回も言って、この笠神をかすめて通っていただくことは実現しました。しかし、バス停の位置が余りにも住民の人たちの思いとは離れているというところの問題意識なんです、今度は。ある部長のところに行きましたら、偉い人たちが3人いまして、「恵子さんの問題意識は解決したんでねえか」と言うから、「何言ってるの」という話で、部長さんはよくとらえていなかったという思いで、私は再度この地図を出させていただいたんです。ということで、貞山橋と多賀城高校前の場所には住宅はないんです。この線は下馬東宮線の県道ですから住宅は張りついていないんです。あるのはホームマックと大きい薬屋さんしかないわけですよ。ですから、住宅があるところかちこまでおりてこななければならないと。バスを利用する高齢者とかの人たちには大変不便なというかね。ここまで歩けばいいんじゃないのと簡単に言う人もいますけれども、そういうわけにはいかないというところにあるわけですし、ぜひ、住宅の張りついているところに、ユーアイバスと重なるところにバス停を移動してほしいというのがお願いなんです。七ヶ浜はここを通らなければまちの中に出られないんですから、当然、町民バスがあつてしかるべきですし、塩釜もしおナビが笠神の芦畔とか牛生とか、板橋さんちの前を通過して三中前に出てくるということでは、本当に充実させているわけですよ。ですから、せっかくよそさまが走ってくれているバスですので、多賀城の笠神の住民の方々の、今の人たちが使いたいわけで、将来、多賀城が充実してくれば、私たちが塩釜に行かなくても問題は解決してくるんですね。そのときにはもう要らなくなるという状況も発生すると思うので、ここ当面、10年かそこいらぐらいの話なんだと思うんです。そういうところでは、バス停の充実を再度お願いをしたいというふうに思うんです。市長、どうですか、この地図を見て。

○菊地市長

今、佐藤委員が提案していただいたので、ただ、これは、やるとなると、多賀城市からそちらの方にお金もそれなりの量を用意しないとやってくれないでしょうし、その辺のことで、利便性的にどうなのかということ、あるいはニーズがどうなのかと、いろんなところを総合判断した上でないと決定はできないと。今すぐ答弁はできないのではないかなというふうに思いますので、その辺をしんしゃくしながら、結論はもうちょっと先送りさせていただきたいと思います。

○佐藤委員

七ヶ浜は七ヶ浜で、ぐるりんこがどうなのかということを検討に入るといってもお聞きいたしました。そういうところで、多賀城を通らなければならないというところで、七ヶ浜には七ヶ浜の苦しい事情があるかと思うんですね。そういう中で、七ヶ浜に交通料を値切れなんては言っていませんけれども、できるだけ話し合いを近づけながら、多賀城のこの辺の住民の方々の要求はこうなんだということをつづけていただいて、財政の負担のありようもバランスよくしていくという中で、市長の答弁は大変前進したと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○伏谷委員長

ここで、10分間の休憩をいたします。

再開は11時20分とさせていただきます。

午前 11 時 10 分 休憩

午前 11 時 20 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

先ほど、森委員への答弁に対して、発言の訂正を総務部次長から求められておりますので、許可いたします。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

先ほど森委員の質疑の中で、職員数のことで訂正をさせていただきます。

まず、21 年 4 月 1 日時点での職員数でございますが、先ほど「464 名」と言いましたが、これは「457 名」でございます。昨年、21 年 4 月時点で「457 名」でございます。

それから、22 年 4 月 1 日時点での職員数は「452 名」でございます。457 に対しまして 452 ということで、マイナス 5 ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○吉田委員

資料 6 の 78、79 ページの関係ですが、生活保護の総務費に関連して伺います。

生活保護の受給世帯に対するケースワーカー職員の世帯数であります。たしか国の基準では 80 世帯だと思えます。専門職の皆さんには、業務が多岐にわたり、しかも、その要望が大きいので、御苦労を日々重ねていることと拝見いたしております。

そこでなんです、生活保護の事務事業については大きく分けて二つあると思うんです。一つは生活保護費の扶助の業務、もう一つは、生活の自立支援の課題があると思うんです。特に、私は、相談なども受けて、これまでもやってきた経験上からして、自立支援課題の取り組みというのは極めて大事で、将来に備えることとして重視していかなければならないだろうと改めて思うんです。冒頭触れたとおり、多岐にわたって、しかも、その業務が相当程度量も多くなっているとなると、職員が自立支援の方の業務に時間を割くことがなかなか難しい現状などもあるのではないかと拝察しているところです。そういう点で、現況はどのような形になっているかの説明をまず前段にいただきたいと思えます。

そして、二つ目には、それらの取り組みについての、改めてその二つの課題、特に、後段に述べた、生活保護世帯に対する自立支援の取り組みについての、いわゆる時間的にも、職員の数においてもそうですけれども、事務事業の量についても、自立支援にひとしく働きを進めていくということが、やはり多くの市民の将来の生活設計をしかとさせるという、そういう方向づけをきちっと打ち立てて、改めてそこを強調しながら取り組んでいくことも重要な課題の柱に据えていただきたいと、こんなふうに思いますので、その 2 点についての考え方を御説明、御披瀝願います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

生活保護の世帯につきましては、説明のときにちょっとお話を申し上げましたけれども、ことしの 2 月 1 日現在で、世帯数が 468 世帯、それから、人員でございますけれども、700 名ということで、保護率からいきますと

11.13 ということで、これまで県内で5番目ぐらいに位置していたんですけども、11.13ということになりますと、現在、県内で3番目というふうなことになってございます。

この方々について、実際に職員が訪問したりとか、あるいは就労支援をしたりとかということをやっているわけでございますけれども、現在、ケースワーカーが5名おりまして、そのほかに、査察指導員ということで、これは係長になりますけれども1名、それから、面接相談員ということで非常勤の方が1名、合わせて7名で生活保護業務に当たっているというふうな状況でございます。ケースワーカー5名で468世帯を割りますと、現在、1人当たり93.6世帯というふうな状況でございます。

2番目の、就労支援の関係でございますけれども、こういったケースを扱っているということで、今、委員がおっしゃったように、就労支援の方に力を注ぐということはなかなかできないのが実情でございます、実際のところ。ただ、保護世帯の累計から申し上げますと、高齢者世帯と母子世帯と、あと、傷病世帯、障害世帯、こういった世帯が合わせますと約9割なんです。実際、仕事があっても、その仕事について継続してやっていけるというふうな世帯にはなかなかないという状況もございます。そのほかの約1割ぐらいの方々を主に支援を行うわけでございますけれども、忙しいといいますが、世帯数が多い中であっても、ハローワークの方に同行していろいろ仕事を探したりとかなんとかということをやっているのが実情でございます。

○吉田委員

そんな現状にあることを大体承知した上で伺っているわけですが、今も御紹介がありましたとおり、ケースワーカー1人当たりの世帯数は93余ということで、業務量が年々拡大しているものですから、縦横無尽にいろいろやろうということでも、人間の能力は、御承知のとおり、短期間には2倍ぐらいはできるんですけども、そうそう長くそんなに続くわけでもないの、体制の整備は当然のことなんです、それらも考慮しつつ、今、次長からも話があったとおり、後段のこととして、ハローワークにまで同行しつつ、いろんな面での支援をされているということですから、万端取り組む体制について、現状をしかと踏まえて、福祉部全体の中でももう1回、体制をどう再構築するか。そして、二つの目的、事業にしかと取り組む方向づけをもう一度全体で再確認しつつ、この事業に当たっていくという方向づけを考えていただきたいと思っております。部長から所見だけを一言伺って、終わります。

○内海保健福祉部長

委員御指摘のとおり、体制の整備につきましては、新しい年度に向かいます、そういった形で遺漏のないように整備をさせていただきたいというふうに思っております。

○竹谷委員

資料6の21ページ、太陽光発電の問題です。相澤委員の質問に対して、20キロワットだという御答弁がありました。庁舎全体での使用電力との兼ね合いはどうなっていますか。

○佐藤管財課長

全体量について今、資料を探しているんですけども、20キロワットというのは、市庁舎全体からすればかなり少ない量だというふうに認識しています。

○竹谷委員

と見たから質問したんです。少なくとも、市役所庁舎に太陽光発電施設を、設計ではございますけれども、やるとなれば、利府さんでもやっているようですけれども、いろんなところでやっているのを聞いていると、大体、庁舎全般になるかどうかはわからないけれども、その程度まで持って行って、市民に、こういうぐあいに多賀城市はやっているんだと。市としてもやっているんだ、環境を守るためにやっているんだという姿を見せなければいけないんじゃないかと。それを、申しわけないけれども、20キロワットやって、これで行っているんだというものにはならないと。今回、施政方針の中を見ながら質問させていただいているんですが、多くは。少なくとも、ここまでやるのであれば、そのくらいの意気込みを持ってやらなければ、学校の場合は、学校教育という観点から物を見ていましたけれども、多賀城市役所ということになれば、市民全体に対して、エネルギーの問題に市も取り組んでいるんだから、個々の住宅でもやっていただけませんかという一つの見本としてやるべきだと私は思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○佐藤管財課長

現在考えている西庁舎の太陽光につきましては20キロワットということで、6階の601、602会議室の上に太陽光パネルを上げられるのはその程度だということでございます。ただ、庁舎全体を考えた場合に、東庁舎の問題も絡んでくるんですが、東庁舎の改修に当たっては、当然、そちらの方も考える必要があるのかなと思います。

それから、多賀城市全体の太陽光の採用状況ですけれども、平成9年に太陽の家の屋根に太陽光パネルを上げたのが最初で、これが3キロワットなんですけれども、その次に多賀城小学校、それから、今回の各小学校、中学校に上げます。西庁舎に20キロ上げますと、多賀城市全体では200キロワットの太陽光パネルを上げるということになります。その効果につきましては、二酸化炭素の削減量に換算しますと、全体で年間36トンに相当するというような試算をしております。

○竹谷委員

一番最初にやったのはプールですよ。プールが一番最初ですよ。屋根のかわりに全面にやって、今はちょっと使えなくなってきましたけれども、これが走りですよ。あなたは6階の会議室の上だけだと言っているんですが、西庁舎全体にやったらどうなの。そのぐらいの発想を持ったらいかがですか。そういうことで設計をやるという思いはないですか。

○佐藤管財課長

市民プールにつきましては、太陽光発電ではなくて、温水を発生するパネルです。

それから、西庁舎の屋上全体ということでございますけれども、ほかの、例えば、冷房のためのクーリングタワーであるとか、いろんな機器が設置されているもので、現状では601、602の会議室の上が適当だというふうに考えております。

○竹谷委員

太陽光は、最近では発電と言ったけれども、あのころから走りですよ。自然エネルギーをつくろうということで、多賀城は、行政の中ではいち早くあのプールにパネルを張って、そのエネルギーを活用してやろうと、走りですよ。それを何で評価しないんですか。これは発電をやるという目的もあるけれども、自然エネルギーを活用した、いろいろな環境を堅持しようということが発想でしょう。違うんですか、発想は。であれば、一緒のことですよ。発電するのか、そのエネルギーを使ってその施設の管理をしても、同じ要素ですよ、私から見れば。もうちょっとその辺は切りかえていただきたい。ですから、もう1回

お願いしておきますけれども、ここ全体にやった場合、どのくらいのお金がかかって、費用対効果がどうなのか。それと、先ほどあなたが言った、環境の問題でどのくらいの貢献をするのか。それらも含めて、こういう指針でいくんだというふうにやった方が、環境を守るという意味でのこの予算計上であるとするなら、そこまで突っ込んだやり方をした方がよろしいのではないかというふうに思います。多分、答弁をもらえば、いやそんなことはできませんという答弁でしょうから、検討して、特に、庁舎の場合は、そこまで検討して追求していただきたいということを私から提案させていただきます。

それから、25 ページ、塩釜地区広域行政について質問をさせていただきます。塩釜地区広域行政連絡協議会負担金、これは首長会議の関係の負担金ですか。

○伊藤市長公室長

この組織は、幹事会、それから協議会、要するに、首長の会議という二つの大きな構成で成り立っております。

○竹谷委員

ちょっと検討していただきたいんですが、これからの地方財政、地方行政というものを考えた場合に、広域行政が大変重要になってくるのではないかという視点に私は思っています。現在、ごみ焼却の関係はばらばらになっていますけれども、塩釜単独と1市3町ということになっていますが、加えていうなら3団体、いろいろの組合がありますが、これらを統合して、名称はどうであろうと、広域行政事務組合みたいなものを立てて、それに部会制をしいて進めていくと。そして、今後、福祉の問題、いろいろな問題が出てくると思いますが、広域行政でやれるものはお互い手を携えてやっていくというやり方に切りかえながら、先進地は何ほでもあるようですけれども、そういう体制に今や切りかえるべきじゃないのかなというふうに思っているんですけれども、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

ただいまの竹谷委員の、複合化というか、現在、この協議会では、今一つだけ、ごみ処理だけが塩釜が加入していないということでございますけれども、おのおのの組合の複合的な事務組合というものを、平成19年度から塩釜地区の広域行政連絡協議会の方で検討してございます。それには、将来に向けて、ごみ処理の問題も含めて、その辺を現在検討しているといったところでございます。

○竹谷委員

今あるものだけでなく、なぜこれを申し上げるかという、ちょうどいい時期だと思えます。火葬場を移転しなければいけないという時期ですので、これを機会にと。塩釜環境組合、あそこの議会で火葬場の話を定款に入れましたけれども、そういう意味でいけば、こういう事務組合を合併してやれば、もっともついろいろな面でのものが出るんじゃないのかなと。

それから、それぞれの議会にそれぞれの議員を出している、それぞれの管理者、副管理者、それぞれの経費を出している。これを統合することによって、ある意味では、全体像が見えるし、ある意味では、余り絵にはならないかもしれないけれども、経費節減につながっていくのではないかと。トータル的なコストを見れば、私は、そういう方向で進めていった方がよろしいんじゃないかというふうに思っている一人ですので。ごみ焼却の問題は、塩釜がどうするかという判断でしょう。ですから、塩釜はひとつ大人になって、この際やろうやとなれば、私はこの問題についてはクリアできるのではないかという思いを持って

いる一人なんですけれども、首長会議で決まると思いますので、うちの菊地市長はどのように考えているかお聞かせください。

○菊地市長

竹谷委員から今、複合の問題が出ましたけれども、今、市長公室から答えたとおり、複合的な形に持っていかうかという話はあったわけございまして、ごみを入れれば全部統合できるわけございまして、恐らく、遠くない、そんなに時間がたたないうちに、その可能性はかなり濃厚ではないのかなというふうに思いますし、その方が、効率的にも広域でやるべきではないかと、私自身もそういうふうに思っておりますので、何年とはちょっと言えませんが、次、私の改選がありますし、来年は塩釜、七ヶ浜がありますし、その辺あたりでまた急展開が出てくるんじゃないかなという感じもいたします。そんな思いでございます。

○竹谷委員

現下の状況はこういう状況ですので、協力してやれるものはやりながら、そうすると、先ほどテーマになっておったバス問題も、いろいろな面でクリアできるのではないかなというふうにも思いますので、ぜひ前向きに、そして、できるだけ早い時期に実現できるように、私の方からお願いをしておきたいと思っております。

最後に、62ページ、多分、児童福祉の関係になると思っておりますが、17年度からを1期とする、10年、5年ずつを区切りとする多賀城市次世代育成支援行動計画というのがありますね。これは担当課はわかっていますね。まずそれを確認します。

○小川こども福祉課長

今、委員がおっしゃるように、17年からの5カ年の前期計画が今年度で間もなく終わろうとしています。今、それを踏まえまして、後期計画を鋭意策定中でございますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思っております。

○竹谷委員

多分、そう言うんじゃないかなと思って質問しました。計画からは、平成22年度から26年度まで5年間、後期としてやりますということは、基本構想に載っているわけですよ。少なくとも、22年度スタートする本予算において、後期の計画書が既につくられてこの予算に反映していくということ、行動計画を策定した基本からいって、そういうふうには見ているんですけれども、これからつくるといふことであれば、今回の予算に今のところ反映していないということですか。

○小川こども福祉課長

前期計画の中でまだ達成されていない部分とかもあります。それについては、例えば、一時預かりの関係などは前期計画の中であつたんですけれども、これが21年度中までにできなかったということで、22年度からそれを立ち上げる考えも持っています。それから、病後児関係についても、前期計画では実現できなかったという部分があるので、その反省を踏まえて、今度新しく建つ保育所、下馬みどり保育園ですか、こういう建設の中で病後児保育も実現できるように、今、社会福祉法人側と協議をさせていただいている最中ですので、この辺も踏まえながら、後期計画をきちんと整備していきたいというふうな考え方を持っております。

○竹谷委員

新しくこれをつくるときに、相当議会にも報告をいただいて、いろいろ協議した。少なくとも、前期計画を終了しようとしているときに、その成果と課題は議会の中に明らかにしながら、後期を迎えるに当たっての力点というものをまた議会の中に示すべきだと。そして、予算の説明の中で、歳出の説明の中で、その点を、考え方をこういうふうに述べている、こういうぐあいにして予算をこうしているんだということを、私はやるべきだと思う。違いますかね。

○内海保健福祉部長

確かに、竹谷委員おっしゃるとおりでございまして、作業がおくれているというふうな反省はございます。ただ、先ほど課長の方から申し上げましたとおり、先取りして方向が確かめられるものについては、22年度予算にそれらを反映する形で実施する予定であるということでございますので。世の中の状況が大きく変わる、あるいは制度が大きく変われば、計画全体的大幅な見直しというものが当然出てこようかと思えますけれども、今時点で状況を勘案しますと、まだそれらの方向が十分見えてこないというところがございます。特に、22年度は今の状態が続くわけですけれども、23年度に関しましては、どなたか御発言がありましたように、国と地方との財源配分、特に子ども手当をめぐる、その辺の配分がどのような方向に落ちつくのか、あるいは、どういった考え方で整理をされるかというふうな部分が不透明なところもございます。特に、この議会でもたくさん取り上げていただいておりますけれども、待機児童の関係でして、保育制度そのものがどうも方向転換がなされるというふうな動きもございます。ですから、これらの部分をよく次の5年の計画の中に方向づけておきませんと、最終的な目標というふうな部分が見えてこなかったというところもございました。ただ、作業が非常におくれてしまいまして、成果とそれらについての評価、それに基づいて課題が何であるかというふうな部分については、やっぱりもうちょっと早く皆さんのところにお示しすべきだったのかなというふうに反省をしております。

○竹谷委員

わかりました。ですから、予算説明に当たって、こういう計画書があって、一つの節目としての22年からのスタートがあるわけですから、こういう計画に基づいてこうやってきたけれども、今言ったようないろんな課題があって、21年度までにできない問題を22年度の予算に反映しながら、現下の状況を見きわめながら、例えばですよ、22年度中に後期計画をしっかりと構築して、次世代育成支援行動をしていくんだというものを明らかにしてよろしいんじゃないのかと。これは施政方針の中にも載っていなかった。なぜそうなのかと。計画書をつくれればそれで終わりなのかという問題になってしまう。そうではないと思うんです。反省しているようですが、これからも、今の福祉部だけじゃなく、いろいろこういう計画書をつくりますが、それらの節目節目ではきちっと説明をして、そして、予算に対してこういう反映をしていると、そして、こういう課題が残っているということを、きちっと議会の中で、予算書説明でも決算説明でもつけ加えておくことが大事ではないかというふうに思いますので、これからそのようなことも念頭に置いてやっていただきたいということをお願いしておきたいと思います。

○板橋委員

それでは、これは総務関係になるのかなと思うんだけれども、このごろちょっと話題になっている三本木の県道用地の不存在地というふうな形での取り扱いがされている件と。あとは、2款1項8目の公共交通に要する経費、それから、3款2項1目の保育料・留守家庭児童学級利用料収納に要する経費。とりあえずこの3点を先にお聞きいたします。

今、話しましたように、三本木の県道用地の不存在地に関して、どういう状況なのかもっと詳しくお聞きしたいと思ひまして、そういうことに関しての、多賀城にはそういう事例があったのかないのか、それもお聞きしたいと思ひます。

○佐藤管財課長

三本木の事件につきましては、国土調査に係る事務処理の中で起きたことというふうに認識しておりますけれども、私も、新聞報道で書かれておること以上には内容を把握しておりません。多賀城市でそういう事例があったかということでございますが、なかったというふうに認識しております。

○板橋委員

県内でこういうふうなことが問題視されているんですから。多賀城ではこういうことはないと今答弁されましたが、今後出る可能性もなきにしもあらずだと思ひます。そうした場合の対応の仕方というのでも出てくるんですから、こういうのは事前に、いろいろ国の機関からお聞きしておくとか、法的にどうなるのか、そういうのをよく精査するお考えは、今後おありなのかないのか、その辺、お聞きします。

○佐藤管財課長

確かに、こういう事例が今後とも多賀城市で出てこないとは限りませんので、もう少しこの事件について研究してみたいなというふうには思っております。

○板橋委員

では、二つ目、2款1項8目。先ほど佐藤委員の方からお話しされたバスの件ですね。塩釜では本格的に100円バスが運行されていると、七ヶ浜でもバスが運行されていると、市民、町民のために。ただ、いかんせん、松島では費用に限界があるということで、見直しというような形になってきていると。多賀城で東部バスが七ヶ浜の国際村まで運行されているんですが、七ヶ浜で多賀城の方まで来ているんですから、無理して向こうまで運行する要因というのはないんじゃないですか。時間帯が違うというのはわかりますが。今まで、東部バスは、西部の方は北日本自動車学校の善意にゆだねていると。そうであれば、塩釜でも循環、七ヶ浜でも循環、多賀城でも今までの予算でもってうまく隣の市町と連携できるような形での、市内をぐるぐる回る循環バスという計画はお持ちなんですか。それとも、そういうことに対しても何ら庁内で話し合いをしたことがない。ただ、七ヶ浜でも塩釜でも、多賀城に一部乗り入れてきているということに関して、行政の方からのお話というのが全然ないということはないと思うんですが、その辺で、どういう内容でもって、それに対して多賀城がどのように対応されたのか、その辺まずお聞きします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、塩釜、それから七ヶ浜さん、それぞれ多賀城市内、特に、笠神地区の一部を通過しているということで、これに伴いまして、前にもお話ししたことがあると思うんですが、当初、七ヶ浜の町民バスは多賀城市民をクローズするところから、向こうの考え方が始まりました。それに関しましては、ぜひ多賀城市の市民も拾ってほしいということで、ぐるりんこにつきましては、多賀城高校前、それから三中前、今回新たに4月1日から赤石病院前にもとまっていたくことになりました。そういうふうないろんな相談があった段階で、本市の市民の足を守るべく、こちらの方から要請をしております。

それから、塩釜市さんにつきましても、これはNEWしおナビでございますけれども、これも、ことしの2月1日から本格運行になりましたけれども、この段階で、2月1日から

新たに三中前にとまっていたくことになりました。このあたりも、関連市町とはいろいろと連携を密にしながら、こちらの方の要望等を聞いていただいているところでございます。

一方、東部バス路線、これはユーアイバスというふうな言い方もあるんですがございますけれども、これにつきましては、今現在、汐見台団地を起点に発着をしております。これにつきましては、運行実績で55%の収支率を今まで維持してまいりました。その大きな要因は、七ヶ浜の汐見台の団地から乗降される方が非常に多いという特徴がございます。したがって、多賀城市内完結型にした場合に、この収支率がどこまで保てるのかというのが一つの大きな問題点になるのかなと思っております。ただ、七ヶ浜さんが4月1日から本格運行になるんでございますけれども、多賀城方面、塩釜方面の2系統がございます。これらの乗降者数が及ぼす、東部バス路線にどういふふうな影響があるのかということで、我々は去年の8月から動向を見きわめておったわけですが、毎月、ミヤコーの方からの報告でありますとかを勘案しますと、汐見台からの乗降は、その影響はなくて、順調に推移しているといったところがございます。そういった観点からしますと、七ヶ浜と多賀城市を結んでおります多賀城東部線というのは、経路的にも、今現在では妥当な経路ではないかというふうな考え方を持っています。

ただ、一方、ミヤコーバスも単独路線がございます、これは多賀城駅から大代を経由してまいります汐見台団地線というミヤコーの単独路線がございます。今後、七ヶ浜町さんのバスの運行によってどういふふうな状態になるのかということを見きわめますと、将来は、きのうもちょっとお答え申し上げましたけれども、8の字運行的なことも、検討の要素としては、それが妥当であるかどうか、どういふ経路が妥当であるか、そういったことも将来的には考えなくちゃいけないねということで、庁内の方では、その準備でありますとか、そういったことも進めている状況ではございます。

○板橋委員

多賀城市内8の字運行に対して庁内で検討していると今話が出ただけけれども、東部バス、西部バスは何年に運行されましたか。それと、現在、七ヶ浜のぐるりんとか、塩釜のNEWしおナビ、これは多賀城に一部乗り入れされている。それに対して、塩釜ないし七ヶ浜の行政サイドの方から、多賀城の方でも幾らか費用を負担をしてもらおうことはできないんでしょうかという、そういう話はあったのかなかったのか。その2点をお聞きします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

まず、西部に関しましては、これは一たん廃止されて、平成19年から、西部に関しましては、北日本自動車学院さんの行為によって運行がされております。東部につきましては、ユーアイバスがスタートしたので。

○板橋委員

西部と東部のバス、何年から運行されて、どういふふうな経緯をしてきたんですかということを知っているんですから、その辺、明確に答弁してください。

○伏谷委員長

板橋委員、大変申しわけないんですが、今、調べて確かなお答えをさせていただきたいと思いますので、ここでお昼の休憩とさせていただきます。

ただいまよりお昼の休憩とさせていただきます。

再開は午後 1 時とさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

午後 0 時 04 分 休憩

午後 1 時 00 分 開議

○伏谷委員長

おそろいでございますので、再開いたします。

初めに、行政経営担当の発言を求めます。行政経営担当補佐。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

午前中、大変失礼いたしました。

それでは、板橋委員の御質問にお答え申し上げます。

まず、東部バス路線がスタートしたのは平成 8 年の 10 月でございます。西部線につきましては、昭和 61 年の 11 月に運行をスタートいたしまして、平成 18 年の 5 月に廃止してございます。

2 点目、塩釜、それから、七ヶ浜町の方との費用分につきましては、それぞれ求められてはございません。

○板橋委員

ということで、大分前から運行されているということで、その間に、西部路線を廃止したりした段階で、もう一度、これからの高齢化社会の到来、あとは、よく新聞等で出ている、高齢者が免許を自分から返納するとかと、そうすると、病院に通うとなれば、タクシーばかり使っていたのでは年金が底をついてしまうということで、今、年金でもって、病院通いとか、生活されている方、時間的にうまく合うようにバスを運行してもらおうと非常によろしいんですがねと。そういう声は至るところで多分皆さん耳にされていると思うんですよ。そうすると、市民の利便性を考えるとなると、早急にそういうふうなことを検討いかなければならない。去年あたりではなかったんですか、七ヶ浜とか塩釜で 100 円バスとかぐるりんとかを運行にするようになったのは。そうすると、広域でもってそういう話し合いの場を設けるような働きかけを多賀城の方としてしたことがあるかないか、その辺、ちょっとお聞きします。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

先ほど、2 市 3 町の広域都市圏の部分で、公共交通に関する担当者レベルでの検討とかの機会がございまして、その中でいろいろと詰めてはございました。その中において、今回、塩釜市、七ヶ浜は独自路線を歩んだというふうな経過がございます。

○板橋委員

これだけバス路線のことで皆さんから御質問されている中でもって、本市としては、バス路線に関しての問題提起をされていることに関して、話し合いの場とか、をお持ちになることは、今現在、庁内で考えておられるのか、一切検討されていないのか、その辺はどうなっていますか。

○菅野市長公室長補佐（行政経営担当）

今月の初めも七ヶ浜のバス担当の方とは協議をさせていただきますし、これからも、塩釜市さん、七ヶ浜町さんとの担当レベルでの協議等は進めていくという形で考えてございます。

○板橋委員

一日も早く、多賀城市も、路線を、ぐるりんこ、8の字とか、一周とかできるような体制をとっていただきたいと思います。

次に、3款2項1目。子ども手当のことでちょっとお聞きしたいんですが、現在、県議会も会期中ですよね。それで、村井知事が、子ども手当の財源に対して危惧を感じているというような、県議会での一般質問に対して答弁されているようなんですが、仮に、子ども手当が次年度から全額支給されるとなると、財源の工面がない。そのためには、今現在の配偶者控除が廃止されたり、納税者に対する増税になってくる。あとは、子ども手当は支給しますが、給食費とか校納金が未納になっている場合、それは最初から差し引いて支給するとかと、そういうお話が国の段階で出ていると。先行きのことですが、子ども手当のこれに対して、いろいろな方策、考え方が出ていることに対して、多賀城市では、今現在、こういうことが出てきた場合、対応をどのようにしていくかということで、庁内での話し合いは進んでいるのでしょうか。その辺だけお聞きします。

○小川こども福祉課長

今、板橋委員がおっしゃったようなことが、22年度に関しては、児童手当制度の仕組みを入れて、一部地方負担はそのまま残してというふうな形になっております。ただ、23年度以降の部分については、国は、22年度の予算編成の中でその対策を考えていくというふうな動きのようでございます。この辺の、国の23年度の予算編成の中でどう制度的にいろいろなものが変わってくるのか。きのう、たしか、藤原委員からもちょっと質問があったように記憶しているんですけども、国の施策として、子育て支援の事業に対する国の補助関係を地方負担にして、その分の浮いた財源を子ども手当に回そうかというふうな案も浮上していることは、新聞報道等では聞いています。基本的に、その辺の流れでどう、要するに、地方の自治体の方にしわ寄せなり負担が伴うのかというのは、まだ明確にわかっておりませんので、具体的な検討までは、そこまでは入っておりません。

○板橋委員

国から地方に負担を幾らかでもしていただきますよということがまだ明確になっていないとなれば、転ばぬ先のつえということで、多賀城市でも、そうなった場合にはこういうふうな手だてをしていこうかという財源的なことも一応検討する余地はあるんじゃないでしょうか。制度がはっきりしてから対応するというふうな形ではよろしいんですか。

その辺、部長、いかがですか。

○内海保健福祉部長

これは国で制度を決めるものですから、私どもの方として、どうこうというふうな形であらかじめその対応をするということについては、困難かと思えます。ですから、我々としてできることは、あくまでも、そういった形で、国から伝わる情報をしっかり受けとめて、遺漏のない事務処理をするということに尽きるかと思えます。

○藤原委員

資料 6 の 9 ページの、弁護士業務委託料 31 万 5,000 円ですが、12 月議会で、市の私債権の回収の条例が決定されました。それで、私債権回収の過程で本裁判になった場合の支出は、9 ページの 3 の 13 の委託料の中から出るというふうに理解してよろしいですか。

○佐藤総務部次長(兼)総務課長

ここの 9 ページの顧問弁護士のやつは、これは年間の顧問弁護士の契約料でございます。その下にございます弁護士業務委託料 31 万 5,000 円でございますが、これについては、何か訴訟があった場合の着手金として一応計上しているということでございます。

○藤原委員

着手金が計上されているということですね。それで、さっき昼休み、議会事務局から、委員長の許可を得て、「よくわかる地方自治 Q&A」というのを皆さんのところにお配りしていただきました。これは何かといいますと、宮城県の市町村課が宮城県内の町村に 2 カ月に 1 回配っている「みやぎ町村だより」というもので、2 カ月に一遍なので、平成 21 年の 12 月、平成 22 年の 1 月合併号、合併号というか、12 月と 1 月の号だということですね。

それで、何を書いているかといいますと、要するに、私債権の回収に関する多賀城市の条例に関するところがここに書かれているんですね。市の私債権を回収する場合、なかなか応じてくれなくて、まずやるのは、そういう場合に、民事訴訟の手続になるので、簡易裁判所から支払い督促を出してもらおうと。それに対して債務者が異議の申し立てを行った場合に、本裁判に移っていくと。その本裁判に移っていくときに、市が支払い督促をやった時点までさかのぼって本裁判に入ったとみなされて、裁判に移っていくんだと。そのときに、議会の議決が必要なのか必要ではないのかということがここに解説で書かれているんですね。

この間の 12 月議会で決めた「多賀城市の私債権の保全及び管理に関する条例」の第 5 条の 2 項で、このとき、多賀城市では、議会の議決は必要ないことにしますというようなことを決めているわけです。ちょっとそこが気になったので、私は反対討論をしてしまったんですけども、それで、その場合に、多賀城が議決した後すぐに、県の市町村課がこの文書を出したわけです。

それはどういうふうに解釈すべきかという、左側の一番下のところにありますが、「これに関して、昭和 59 年 5 月 31 日最高裁判所第一小法廷は、旧民事訴訟法に基づく支払命令に対し、適法な異議の申立てがあり、支払命令のときに訴えの提起があったものとみなされる場合にあっては、訴えの提起に必要とされる議会の議決を経なければならない」と。要するに、昭和 59 年 5 月 31 日の最高裁の判例があって、それによると、そういう場合であっても、議決を経なければならないという判例があるんですよというふうにここに書いていまして、旧法のその判例というのは、現在の民事訴訟法にも生きているんだと。だから、議会議決をしなければいけないんだというふうに書かれています。それで、宮城県が、多賀城が議決して即座に出したというのは、それ以上広がらないするために恐らく即座に出したのではないかというふうに思うんですが、これを読むと、地方自治法の 96 条の第 1 項 12 号に違反すると。直接的にそこには書いていないんだけど、中身を読んでも、96 条の第 1 項 12 号に違反する可能性があるのではないかと、疑いがあるのではないかとというふうに思われるんですが、県からは、さっきの条例について、何も話は来ていないんですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

委員の今の御指摘でございますが、まず、委員の今の御指摘の内容の中で、誤解のないように改めて本市条例の規定ぶりを御紹介申し上げますと、第5条の第2項では、議決を不要とするというものではなくて、そういう場合に限って、議決をあらかじめこの条例の規定によってしていただくというふうな規定でございます。議決を不要とするというふうな規定ではございません。

この市町村課の「地方自治 Q&A」の中の記事を拝見いたしますと、委員御指摘のとおり、この記事の中では、「滞納のある私債権について支払い督促による履行請求を行う場合に、相手方からその支払いに関して異議の申し立てがあったときの訴訟への移行について、昭和59年に出た最高裁判例に従って、地方自治法に定める議決が必要である」というふうなことが記載されております。さきに私どもで議決をいただいた本市の条例に限っていえば、この最高裁判例に基づきまして、議決を必要とするんだというふうな考え方に基づいてございます。それゆえ、本市条例の第5条、先ほど御紹介申し上げた、督促異議申し立てによる訴訟移行事件については、条例で規定するとおり、議決することを前提としているものでございます。

なお、市町村課からは、この記事の前段で、地方自治法に抵触するのではないかというふうなことでいろいろお話をちょうだいしたことはあります。

○藤原委員

12月の条例は、議決を前提とするものだということですね。確かに、第5条の2項では、「民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立てが訴えの提起とみなさるときは、当該訴えの提起について、法第96条第1項の規定による議会の議決があったものとする」んですね。「議決があったものとする」という文章にはなっていると。ただ、その議決があったものとするというこの条例の文章によって、一々議会の議決は経ないことにするというのでしょうか、つまり、言っていることは。だから、この条例をつくったことに対して県がこういうふうな反論したわけですよ。だから、議決が必要だという立場に立っていて、議決があったものとするという条例にしたんですよとは言えけれども、それによって、個々の私債権の回収のとき裁判になった場合に、議決は個々には必要としないことにしたわけだ。そのことについて、県がこういうふうな反論をしたんですよ。だから、条例上は議決を前提にしているんだというだけけれども、その結果、結局、議会の議決を経なくともいいことにしたので、実際上は、第96条第1項12号に違反するというふうな県が判断をして、こういう文書が出されたというふうにししか理解できないんですよ。言っている意味がわかりますか。

そして、右の欄の下の方、どういうふうな議決をする必要があるのかということについて、(1)で書いているのは定例会。それから、「裁判所から通常補正命令が発せられるので、その期間に応じて臨時会を招集し提案する」。裁判所から通常補正命令が発せられるという、通常補正命令がいつかわからないんだけど、とにかく定例会や臨時会でまず招集をして議決するということがあるんだと。(2)として、専決処分もありますよと。

それから、事前に相手方から支払い督促の申し立てに係る督促異議の申し立てがあった場合は訴訟を行うという議決を経ておくといった方法もあると。いずれにしても、条例によって、一括して、議会の議決を必要としないようなものについては間違いだということ、ここで結局は書いているんです。定例会でやるか、臨時会でやるか、それから、専決処分するかと。専決処分というのは、市長が専決処分するんだけど、結局、それは、後で、一番近い本会議のときに、市長が専決処分の承認を議会で得るようになってきているから、必ず議案になるんですよ。必ず議案になるわけ。その議案になるのが望ましいと、本来の姿

だと書いているように私は読めるわけ。けれども、皆さんのやつは、一々議案にならないわけだよ、これでやっていくと。

それで、いろんな経過があったとは思うんだけど、県の地方課といろんなやりとりをやってきた結果、大丈夫だということで条例を出したのだとは思うんだけど、出した途端に県がこういうことを出したとなると、12月議会で条例を多賀城市議会が決めた途端に県がこういうのを出したとなると、これは穏やかな話ではなくなってくると。私は、再度、詰めをやった方がいいのではないかと。こういうのが宮城県内に出回っているわけだ。そういうとき、当事者の多賀城の議員や職員がわからないでいたというのはやっぱりまずいと思いますよ、私は。私はもう1回、県ときちんと協議してみる必要があるのではないかというふうに思うんですけども、いかがですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

今回の私債権条例の提案をさせていただくに当たりましては、十分な検討と、法律上の解釈についても慎重な中身の精査を進めてまいりました。今回、私債権条例で、訴えの提起に係る議決をこの条例の規定によってお願いしているものは、すべての訴えの提起に係るものではなくて、特に限定された事件に限って、そのような対応で議決をさせていただきますというふうな規定でございます。

それはどういうことかと申し上げますと、まず、支払い督促をする債権、その支払い督促をする債権はどういうふうな債権かといいますと、債権者、債務者の間で債権の存在が争いになっていないこと。そして、その額も、お互いにその額で同意を得ていること、そういったものについて。そして、こちらで運用上対応しようとしているのが、極めて少額の債権にしようとしていることです。多賀城市の持っている私債権につきましては、例えば、市営住宅の家賃だったり、それから、学校の給食費だったりというものです。学校の給食費などのような少額の債権で、債権、債務者の間に債権の存在について争いがなくて、しかも、お互いにその債権の額、債務の額がわかっている。そういうふうな、特に限定された事件において、多賀城市が支払い督促をする際に、異議の申し立てがあった場合の訴えの提起に係るものについては、議会の議決があったということにして、スムーズな滞納対策が図れるよう、議決という取り計らいをお願いしたものでございます。

その支払い督促に限っては、地方自治法による、訴えの提起に係る議決は不要とされております。異議申し立てがあった途端に、議決というふうな形式的な手続を踏まなければいけないというふうな話になってございます。それはどういうことかと申し上げますと、まず、地方自治法に定める、訴えの提起に関する議決の趣旨というものでございますが、こちらは、多賀城市が、その行動規範として、履行請求の手段として訴えの提起を行ってよいかどうかというところにかからしめられるものだと思っております。つまり、その良否の判断によって、一体どういうふうな審議がなされるかということ、例えば、その訴訟によって市の財政的に多大な影響を及ぼすことがないかどうかと、そういうふうなことも審議の対象になるかと思っております。

前段で申し上げた、訴えの提起を行ってよいかどうかについては、実は、もう支払い督促を行っている以上、支払い督促で異議申し立てがあったときの訴えの提起の移行については、それは民事訴訟法決まっている流れでございますから、そちらについては、支払い督促の議決がないのと同じように、ただ、最高裁判例により議決が必要という形式的な手続が残っておりますから、今回、条例の規定によって議決をお願いすると、そういうふうな趣旨のもとに、今回の条例を制定したわけでございます。このような考え方については、むしろ、法律制度、地方自治法だったり、民事訴訟法の理念にかなっているというふうな考え方で、今回、条例の提案をさせていただいたということでございます。

○藤原委員

そういうものもあるのかなと思って聞いていたんだけど、そういうような意見交換は市町村課とはやったんですか、これが出された後。自治体関係者から見ると、多賀城でああいう条例をつくったので県がこれを出したと、だれが見てもそういうふう思えるんですよ。こういうのが出回ってそのままになっているというのは、私は、多賀城の名誉のためには適正なことではないと思うんですね。だから、県の真意をきちんと聞くべきではないかと。聞いて、もし県の方に勘違いがあるのであれば、正したらいいんじゃないかということが一つですね。

もう一つ、私、条例をもう1回読んでみたんだけど、私債権の中で、争いになっていないもの、それから、その額が少額なもの、そういう条件でここを適用するんだという話でした。けれども、条例上、それはどこに書いてありましたか。私は見つけれないんだ。こういう事例に限っては議会の議決があったものとするという、その制限的な条文がどこにも見当たらないんですけれども。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

お手元に条例があるのであれば、第5条の第1項の第3号をごらんいただきたいんですが、そちらの方に、滞納があった私債権についての履行請求の方法について、とるべき手段が記載されているところなんです。その第3号はどのように書いてあるかと申し上げますと、担保が付されているものだと、担保を取りなさいとか、既に裁判を起して債務名義というのをとっているのであれば、それにのっかって強制徴収をなさいとかというのが前2号です、第1号と第2号に書いてございます。それ以外の債権について、第3号では、訴訟上の手続によって履行を請求すること。この場合において、市の私債権の額及びその存在について、「現に相手方と争いがないときは、支払督促の申立てにより履行を請求する」というふうな規定がここに記載されてございます。これが根拠になって事件が特定されるというふうに、運用上、扱うものでございます。

それから、市町村課との協議でございしますが、面と向かって協議をしたのは、先日、この記事を記載されたと思う行政第一班の方とお話を申し上げてきました。地方自治法の解釈上、形式的なその場面に立つのが市町村課の考え方でございまして、私どもは、実際の現場の立場として、こういうことがあるんだというふうなことをいろいろお話ししてまいりました。まだ、そこまでの時点でございます。

○藤原委員

第5条第1項第3号を読んでいたら、相手方と争いがないときはというのは確かにありますね。けれども、額が小さいときというのは何も書いてないんじゃないの。額について争いがないと、そういう場合は、額にかかわる、少額というふうに判断したわけですか。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

ここに、額が小さいことについての条例上の規定の明示はございませんが、支払い督促の申し立て自体が、簡素で効率的な裁判上の履行請求ということで、皆さんお使いになっているのが少額債権というふうなことでございます。それから、9月4日の日に説明会をさせていただきましたが、その際にも、運用上としては、少額の債権がより効率的、合理的に使えるんだというふうなお話を差し上げさせていただいたところでございます。

○藤原委員

じゃ、まず、こういうのが出回っているけれども、多賀城市としては、県の市町村課と十分協議を進めてきたものだし、限定的に使用するものだし、自信を持ってこれでやってくんだということによろしいんだよね。これが社会的な問題になるということはないだろうと。要するに、多賀城が地方自治法違反の条例を決めたということで、新聞ざたになったり、話題になったり、そんなことはないという自信を持っているというふうに理解してよろしいですね。

○小野市長公室長補佐（財政経営担当）

条例を成文化して皆さんに御提案して、御審議をいただいた以上、私どもは、その法律上の解釈として、これでベストだと思っております。市町村課の解釈としては、形式的な部分で、地方自治法の議決という要件に抵触するのではないかというふうな意見はまだ残っております。ですので、今後、市町村課との話し合いはまだちょっと続けなければいけませんし、例えば、この条例が世間的に話題にならないかどうかということについては、もしかしたら話題になるかもしれないというふうなことでございます。

○藤原委員

やっぱりこのところがうんと気になったので、私らはちょっと賛成できなかったわけね。私は注意深く今後を見守っていきたいというふうに思っております。

○伏谷委員長

ほかにございますか。板橋委員。

○板橋委員

すみません。さっきの3款2項1目の説明7をお聞きするところを6の方にしまして。

それで、改めて、64ページの3款2項1目の説明7の保育料・留守家庭児童学級利用料収納に要する経費ということと、あとは、78ページの3款3項1目の生活保護の事務に要する経費、この二つをお聞きしたいと思います。

まず最初の、3款2項1目の7の保育料・留守家庭児童学級利用料収納に要する経費について説明していただきたいと思います。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

経費といたしまして、まず、消耗品、これは事務用品、複写機の用紙代、それから口座振替済み通知書の印刷代、督促状、催告書の印刷代。役務費といたしましては郵送料、手数料といたしましては口座振替の手数料、それからコンビニ収納の取扱手数料、そういったものでございます。

○板橋委員

そうすると、未納になった場合は、別に集金等をしていくんですから、この中の経費以外で対応していくということですね。これはただそれを予想するだけのことでよろしいですね。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

そういった勧奨員が訪問する費用等につきましては、34ページの市税徴収に要する経費、そちらの方に計上してございます。

○板橋委員

わかりました。

最後に、78 ページ、3 款 3 項 1 目の説明の 2 と、2 目の 1 の説明と多分重複すると思うんですが、このごろ世の中では経済事情が大分悪くなってきて、お仕事につきたくてもつけない方がふえてきておられると。そうしますと、どうしても、最小限度の生活を保障してもらうために生活保護申請等のことがなきにしもあらずではないかと思えます。けれども、その中で、全国的に不正受給がふえてきていると。それと、受給していただいたんだけど、返還しなければならぬ状況になりまして、今度、返還すると。これは青森のことなんです、そうすると、担当者が集金して自宅に持ち帰ったり云々というのが、このごろ記事として出てきているものですから、それで、生活保護全般について、こういうことに対して本市としてどのようにずっと対応されてきているのか、お聞きしたいと思います。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

不正受給の関係でございますけれども、確かに新聞報道がございました。不正受給につきましては、生活保護の基準がございまして、職員は、その基準にのっとった形できちんと適正に、その基準に該当するかどうかというふうなことを適正に見きわめながら事務を遂行しているというふうなことで御理解をいただきたいと思えます。

それから、返還金の預かりの関係でございますけれども、新聞で報道されました弘前の場合は、職員が一時手元に預かるというふうな方法をとっていたようでございますけれども、本市におきましては、返還金がある場合は、納入書を発行しまして、それを銀行の窓口の方で納入をして、その場で領収書を渡すということで、手元に現金を預かるということは一切行っていないという状況でございます。

○板橋委員

それも、担当の方、職員の方がちゃんと生活保護に関して御説明をされれば、納得されれば不正受給というのはないものだと思っているんですが、なぜこういうことが発生してくるのかな。そういう事例というのは多賀城ではありませんか。

○伊藤保健福祉部次長(兼)社会福祉課長

生活保護適用ということになりますと、その方いろいろお話をさせていただいて、生活状況なり何なりを確認をして、さらに、申請を出していただいた後には、扶養義務者、そういった方々がおいでになる場合には、郵便でのやりとりとかという形で、扶養をしてもらえるかどうかとか、そういったものをまず確認などもいたします。あと、財産関係ですね、そういったものもつぶさに調査をして、本当に生活するのに、その基準に該当していかなければならないという場合には、そのような形で生活保護を適用するというところでございまして、これまで不正受給者がいたのかということについては、私は承知しておりませんが、聞いたことはないというのが状況でございます。

○板橋委員

私も相談されたものですから。一応、仕事についていたけれども、リストラ、あとは体調を崩してなかなか仕事ができないと。どうにもならないから保護を一時期受けるよりほかないというふうな形で、行ってお話ししたらば、いろいろな書類ということで大分厳しい審査があって、すぐには、はいそうですかというふうにはならなかったということをお話しされたものですから、その辺で、今後、世の中も厳しくなっているものですから、生活を維持するのにどうしても一時受けなければならないという方もこれからも

出てこれると思いますが、その辺は、十二分にお話をお聞きして、制度上、間違いなく支給していただくように、新聞記事にならないように、今後とも、本市としても気をつけていただきたいと思います。

○伏谷委員長

以上で、第1款から第3款までの質疑を終了いたします。

● 第4款衛生費～第7款商工費

○伏谷委員長

次に、第4款衛生費から第7款商工費までの質疑を行います。

○相澤委員

まず第1点目は、資料6の97ページ、住宅用太陽光発電導入補助金についてお聞きします。第2点目は、119ページ、商工振興費についてお聞きします。第3点目は、123ページ、貞山運河の魅力再発見協議会負担金についてお聞きいたします。

まず第1点目、97ページ、4の1の6ですね、住宅用太陽光発電導入補助金、これについてお聞きいたします。

これは平成21年度から実施していると、行政評価には入っていますが、まず最初に、平成21年度の実績、途中経過でもいいですけれども、どのようになっていますか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

3月3日現在でございますが、申請件数8件、そのほか問い合わせ件数、これはちょっと古くて申しわけありません、2月22日現在、22件ございます。

○相澤委員

行政評価の150ページを見ますと、1キロワット当たり3万5,000円、補助金ですか、上限12万5,000円というのが出ておりますが、設置しようとする、1キロワットで幾らぐらいの費用がかかるものでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

これは国の経済産業省で定めているものですが、対象としているのは、1キロワット当たり70万円以下のものがございます。ですから、70万円が上限ということになります。

○相澤委員

70万円ぐらいが上限で、大体3万5,000円の補助金と、上限ですか、これも。そういうことを想定しているわけですね、そうすると。あと、買い上げ価格というのは、1キロワット時当たり幾らの単価で想定されますか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

申しわけありません。買い上げ価格については、今資料を持ち合わせておりません。

○相澤委員

私の資料では、これは東京電力なもので、こちらに該当するのかなと思ったんですが、48円という資料があったので確認したかったんですけども。要するに、大事なところは、

せっかくこういう施策が国とかそれぞれで出されていますので、我が家で導入したいなと思う方はいっぱいいると思うんですね。ただ、具体的に、どれぐらいの費用がかかって、幾らぐらいで買っていて、年間どれぐらいのメリットがあるのかなというのが正直なところの話だと思うんですね。それらは、担当する課でもって積極的にPR する必要がありますと思いますが、いかがでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

おっしゃるとおりだと思います。

○相澤委員

よろしくをお願いします。

2点目についてお聞きします。商工振興費、119ページ、地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発・設計業務委託料というのがありますが、これはどのような内容のものでしょうか。

○佐藤商工観光課長

地域ブランド商品開発及び地産地消システム開発・設計業務委託料の内容について御説明いたします。

目的については、宮城県で創設した基金からの補助金事業でありますけれども、ふるさと雇用再生特別基金事業補助金を活用した事業で、地域ブランドの商品の開発及び地産地消システムの開発・設計を行う事業で、農・商・工連携による地域ブランド商品の開発、販路拡大のための地域資源の発見、あるいは発掘や、市場調査の基礎的な調査を目的とするものであります。

内容的には、地域の特産品あるいは生産物、地域でとれる魚介類などを販売する場についての調査検討を行うと。さらに、多賀城の名所、旧跡、風光明媚なポイントなどを結ぶ観光ルートの調査検討を行う事業であります。事業期間については、平成21年度から23年までの3年間です。事業費については、各年度で250万ずつです。

22年度の事業計画については、商品販売の開拓方法の検討と、商品販売の売り場と販売ルートの調査検討の委託をお願いするものであります。

○相澤委員

今の説明ですと、21年度から23年度までということですが、既に、21年度ではどのようなことをやられましたか。

○佐藤商工観光課長

21年度の事業内容につきましては、現状の把握と、調査資料の分析、地産地消・地域ブランド商品の方向づけということで、地域における自然や社会環境、郷土の歴史をもう一度整理し、これまで活動してきた地産地消・地域ブランド商品、また、新しい商品開発に付加価値をつけるということで、新しい方向づけを見出していきたいということで、そのための基礎資料として、既存の報告書あるいは情報、文献及び講習会、セミナー、視察研修などを通じた情報と資料の整理を行っている状況です。

○相澤委員

設計委託ですからこれからだと思うんですが、現時点で、既に具体的な商品を何かお考えでしょうか。

○佐藤商工観光課長

現在委託中でありますので、現在のところ、まだ見えていないところであります。

○相澤委員

それでは、販売のルートとか販売の箇所等もまだ未定ですね。

○佐藤商工観光課長

はい、これからです。よろしくお願いいたします。

○相澤委員

私も、個人的に過去にまち起こしに参画したことがあるんですが、こういう事業というのは、スタートするのは比較的簡単なんですが、一番大事なところは持続だと思うんですが、その辺はいかがにお考えですか。

○佐藤商工観光課長

この事業については、平成 21 年から 23 年までの事業で委託しているわけですが、委託業務終了後には、調査報告書をもとに、商工会を含めて、生産者、飲食店などの関係者と協議しながら、多賀城のブランド商品になるような商品開発と販売方法等について検討したいと考えております。

○相澤委員

結構大きなお金で委託するわけですから、しっかりと持続できるように検討をお願いしたいと思います。

3 点目、 123 ページ、貞山運河の魅力再発見協議会負担金 5,000 円というのが出ておりますが、どのような内容でしょうか。

○佐藤商工観光課長

貞山運河の魅力再発見協議会の目的なんですけれども、協議会は、国土交通省港湾局の、運河を中核とした地域づくりを目的とする運河の魅力再発見プロジェクトの設定を契機に、郷土の歴史的な遺産である貞山運河をコミュニティの中核として再認識し、地域が連携を図り、地域の活性化や産業振興との観点を明らかにするための方策を立案し、地域経済等に貢献することを目的としている団体であります。

○相澤委員

多賀城市独自で、貞山運河の魅力について何か考えていらっしゃいますか。

○佐藤商工観光課長

現在、協議会の方ではマスタープランを策定中でありますので、そのマスタープランが出てきた段階で、いろいろと内容を検討させていただきたいと思います。

○相澤委員

市長にお聞きしたいんですが、ポエム・シティという中にもこれは大きな財産じゃないかなと思うんです。ですから、5,000円ということはないんじゃないかなと、もうちょっと一体的に、そういう視野でですね、立派な財産だと思いますので。これから投資して何かつくっていくというのではないんですから、あるものを上手に活用するのも大事な姿勢ではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○菊地市長

これは、名取などを中心に、今、貞山運河を再発見ということで、名取のシンポジウムがあったとき、私も、仙台空港の事務所というか、会議室でやった、大雪の日だったですね、おとしだったと思いますけれども、行ったわけでございますけれども、貞山運河、要するに、伊達政宗が、緒についたというか、貞山運河をつくったわけですね。ですから、これを見直しするということが非常に必要なことだというふうに思っております。ただ、多賀城市の場合、今、商工観光課長からこれについてだけお話がありましたけれども、御存じのように、歴史的風致維持向上計画、これは貞山運河も含めてということで、政庁、それから廃寺、ちょっと砂押川を下って、八幡の沖ノ石とか、末の松山、そして、下って貞山運河、それから柏木遺跡ということで、点から線へ、線から面へという形で、今計画中の部分も入っていますので、その中でも、今後、多賀城のまちづくりに生かす要素はかなりあるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひ御期待いただきたいと思っております。

○相澤委員

私も、大代の貞山運河の部分をノリ船に乗せていただいて見たことがあるんですけれども、すばらしいところですね。オシドリとか、鴨とかがいて、こんなすばらしいところが多賀城にあるのかと私自身はびっくりしましたので、市長さんはとくに御存じだと思いますけれども、風致計画の中に入っているということを知って安心しました。ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。よろしく願います。

○深谷委員

資料6の95ページ、第2次多賀城市環境基本計画作成に要する経費と、行政評価の取り組みの、6款の農作物生産安定対策協議会支援事業、それから、また6の123ページ、観光宣伝に要する経費の中から質問させていただきます。

まず、多賀城市の第2次環境基本計画策定ですが、こちらは、平成21年度環境審議会の開催と市民アンケートということで、22年度、新年度は環境審議会、環境関係団体懇談会、計画策定印刷とありますが、昨日に引き続いて、環境審議会の方の、女性委員、男性委員の割合といいますか、まず、女性委員が入っているのか入っていないのかということをお伺いいたします。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

委員は10名、うち女性は3名でございます。

○深谷委員

はい、了解しました。この質問はこれでオーケーです。

続きまして、農作物安定の方をお伺いいたします。こちらは、行政の評価の方で、手段といたしまして、農作物生産安定対策協議会に補助金を交付する。協議会を通して、全体としては利用頻度が高いが、個々の農家が購入するには高価な農機具の設置や、一斉防除薬

剤散布への助成を行うとありますが、高価な農機具というような内容についてお伺いいたします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

この内容につきましては、歳出予算の中でも説明申し上げましたけれども、多賀城市の方から補助金としまして 152 万円、それから、農協の方から 135 万円の補助金がございます。その中で、ここに、手段として、ただいま質問がありましたように、高価な農機具の設置や、あるいは一斉防除剤の散布というふうに入っておりますけれども、これはどうということかと申しますと、この補助金の中で、高価な農機具というふうに表示しておりますけれども、協議会の中で今までどういうものを機械として購入してきたかと申しますと、補助金がほとんど運営費でございますけれども、過去に、平成 15 年度に、ミニバックホーと申しまして、土側溝に汚泥がたまったときに掃除する機械、バックホーなんですけれども、これを 314 万ほどで購入してございます。そのほかに、16 年度におきましては、あぜのり機、畦畔の間にネズミ穴とかの穴ができるものですから、それを補修するような機械でございます、そういった機械。これは 68 万円。それから、20 年度におきましては、中耕ローターと申しまして、大豆の種をまく機械と申しますか、播種機、これらの購入をしまして、農家の方々、使用なさる方に利用していただいているという内容のもので

す。

そのほかに、有害鳥獣駆除、19 年度までは、田植え後のカルガモの駆除であるとか、あと、稲刈り前に駆除を銃器によりましてやっておったんですけれども、最近、田んぼの中でも散歩している方が多数おったり、あと、育英学園高等学校もあるものですから、マラソン選手が練習のために田んぼの中を走っている状態もあることから、20 年度からちょっと見合わせておまして、そんなに被害がないということで見合わせています。ただ、また被害が出たときには、そういう対応をしまいたいというふうに思っております。ちょっと長くなりましたけれども、こういったような内容でございます。

○深谷委員

今、各農家の団体の方々は、作業効率を上げるため、あとは、担い手が若干、今現在、多賀城市内でも若干不足しているという部分で、機械に頼る部分というのがさまざま出てきていると思うんですが、こういった資金のようなものも活用しながら、例えば、300 万円の機械を買う際に、組合さんの方で例えば 200 万出します、250 万出します。その浮いた、あと 50 万円足りない部分とか、そういった部分を、多賀城市の 1 次産業を考えると、農政のあり方として、昔は全額多賀城市の一般会計の方から出したというような話もお伺いしておったんですが、この御時世ですので、農家の方々もある程度は自分たちの方で持ち出しをして、足りない部分を行政の側で補っていくというような姿勢も大切かなというふうに思いますので、もしそういった要望なり何なりというものがあった際には、ぜひ優しく耳を傾けていただいて、相談に乗って上げることも必要かなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

具体的に、そういったお話があった場合、耳を傾けて、私がここで出しますというわけにはいきませんが、しかるべき方、例えば、農作物生産安定対策協議会の会長であるとか副会長と相談して考えていきたいというふうに思っております。

○深谷委員

よろしくお願いいたします。その際には、多分、市長、副市長、また市民経済部長の強いバックアップも必要かと思しますので、その際にはまたよろしくお願いいたします。この質問は終わります。

続きまして、123ページの観光宣伝に要する経費、イメージビデオ作成費 105万 7,000円、それから、庁用備品購入費 45万 2,000円、こちらはモニターということだったんですけれども、具体的に、イメージビデオというものをどのようにお考えになっているのか。また、庁用備品の中で言われたモニターというものは、つくったビデオを再生するためのモニターなのか、そこのところを具体的に御説明をよろしくお願いいたします。

○佐藤商工観光課長

イメージビデオの制作関係なんですけれども、多賀城市の観光PR用のイメージビデオで、約10分程度のビデオを考えています。制作に当たっては、現在、多賀城市が持っている資料や映像を活用し、さらに、新たな映像も取り入れて、映像を通して多賀城市の魅力を発信するためのイメージビデオの作成をしたいと考えております。

活用につきましては、観光案内所を初め、イベント会場とか、そういうところで用いまして、観光の誘客アップを図っていきたいと考えております。

庁用備品の関係につきましては、イメージビデオを映すためのDVDプレイヤーとか、テレビ台、あるいは、TVボードとか、そういうものを購入したいと考えております。

○深谷委員

約10分間の映像で、私がお伺いしたいのは、こちらは、多賀城駅の観光案内所ですとか、そういった部分で、1枚作成して、それを焼いて、いろんなところでというようなことをお考えかと思うんですけれども、これは観光に来ていただいた方にPRするためのものなのか。それとも、多賀城市内にもこういう観光資源がありますよというふうに、市民向けに宣伝するものなのかをお伺いしたいのが一つと。

あと、モニターの部分で、DVDプレイヤー、例えば、庁舎内で変えていないテレビがあったりとか、あとは、例えば、DVDを再生するだけであれば、新しいものを買わなくとも用が足りるのではないかなという部分が一つあるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

DVDの活用につきましては、イベントとか、そういう会場で使いますけれども、その活用としまして、例えば、外の方に対して多賀城をPRするような活用にも使っていきたいと考えております。DVDプレイヤーを1台、これだけは一応これを映すためには必要だということで書いてはいるんですけれども、その辺、実際、そのときになって、その辺の状況も確認しながら、購入するかしないか決めていきたいと思っております。

○深谷委員

検討してみてください。

それで、イメージビデオの部分で、こちらは100万かけて10分と、1分10万円のDVDを作成するわけなんですけれども、その費用対効果という部分で見たときに、通りがかりの人が素通りの多賀城駅であれば、そこで待っている人、おりた人、乗降のお客様が見ることになるんでしょうけれども、私の感覚からいいますと、ああ流れているな程度で、そこまで見るものでもないかなというのが正直な感想なんです。ただ、そういうふうに多賀城市を観光都市としてPRすることは非常に大切なことだと思いますので、内容の充実を

図っていただいて、この 105 万 7,000 円がむだにならないように頑張っていたきたいと思います。

それで、さらに、最近、私、これはいいんじゃないかなということで勉強させてもらったものがありまして、今、こちらに現物があるんですけども、iPhone という電話がよくテレビでも CM されているかと思うんですけども、ターゲットが全世界で、旅行者の方でいうと、日本に来られる方が年間で 800 万人ぐらいの中で、これは京都の観光案内として使われているものなんですね、今。各言語ごとに合わせて、アプリというんですけども、それを作成して、電話自体を貸し出しをして、これが観光案内をしてくれると。なので、例えば、多賀城に来たイギリスの方、多賀城に来たアメリカの方、アフリカの方が来たときに、それぞれにこの電話を一つ持っていれば、多賀城市内に GPS 機能がついていて、歩いて多賀城市内を回れるというようなやつなんですね。これを京都の方で今現在やっている、京都と多賀城というのは観光のレベルでは若干違うとは思うんですけども、奈良市との友好都市を最近結んだということと、あとは、奈良に来ている方が多賀城にということを考えてときに、同じような媒体があることで、自分で歩けるのならちょっと行ってみようかというような方々もなきにしもあらずで、いらっしゃるかなと思いますので、こういったことは、宮城県の県の観光課さんの方でもちょっと耳には入っているようなので、そういったところと連携しながらやっていただければなというふうに思いますので、これについては御検討をよろしくお願いいたします。

○伏谷委員長

ここで 10 分間の休憩といたします。

再開は 2 時 15 分でございます。

午後 2 時 05 分 休憩

午後 2 時 15 分 開議

○伏谷委員長

それでは、再開いたします。

○米澤委員

資料 6 の 93 ページになるのでしょうか、私からは、健康課に関する、いわゆる健康診査に関する経費ということになるのかな。ことしも健康診査の申し込みがありましたので、早速、申し込みいたしました。特に気になるは、女性にとっては子宮がんなんですよ。子宮がんの中でも、子宮頸がんというのは 6 割から 7 割を占める病気と言われていまして、それまでは主に 40 代からの病気だったんですよ。ここ最近では、20 代から 30 代、若年層がふえている。その原因というのは何かということ、性行為が若年化しているということが背景にあると言われております。昨年、たしか、クーポン券が配布されたという形で、結構好評だというふうに伺っていました。その割合と対象年齢はどのような形だったのか、詳しく伺いたいと思います。

○紺野健康課長

昨年、女性特有のがん検診ということで、9 月の議会で補正を計上しまして、国の補助金を使って、がん検診を積極的に推進するというところで事業を展開してきたわけでございますけれども、ただいま米澤委員から御質問いただきました子宮がんにつきましては、今、資

料を見つけかねておるんですけれども、352名の方の、補助分での、純増分といったらいいんですかね、352名の方に受診をしていただいております。そういう意味では、全く新しい方たちでございますので、それなりの効果があったのかなというふうには理解しております。

○米澤委員

これに対しては、ことしももちろんあってほしいなというふうに私自身も、女性として一番大きな問題がそこにあります。そして、HPVウイルス感染ということでもこれは大きな問題になっているんですよね。それには何かあるかという、予防ワクチンなんですよ。最近、たしか、国会の中でも、民主党の桜井充さんが質問されて、国費でという形、そのワクチン自身が、大体、小学校6年から中学2年生までの間に3回の投与という形で、それも高額だということで、そういった形で質問されたと思います。自治体でというのはなかなか無理で、国費ということでの質問だったと思います。それに先駆けて、自治体でもお願いできない部分というのは、多分あると思うんですけれども、それも国に働きかけていただきながら、ことしもクーポン券をぜひお願いしたいと思うんですが、その辺の見解をお願いしたいと思います。

○紺野健康課長

まず、女性特有のがん検診、いわゆる国の助成が入ってくるがん検診につきましては、国の22年度予算の方で計上しているという話は来ております。ただ、具体の実施要綱がまだ来ておりませんので、今回の当初予算の方には計上はしておりません。この分につきましては補正等で対応したいなというふうに考えております。ただ、今年度は10分の10、100%補助だったんですけれども、22年度は、来ている話では50%ということで、半分にも補助率になるようでございます。それが一つ。

それから、子宮頸がんワクチンの関係でございます。これも今、米澤委員さんから御紹介していただいたように、子宮頸がんでの発症の大体七、八割ぐらいは、このワクチンを接種すれば防げるのではないかなというふうな話になっておるようでございます。これまた、先ほどお値段の話がございましたけれども、基本的には3回の接種で、接種費用については、これは自由検診なものですから値段は幅があります。1回当たりおおむね1万5,000円から2万5,000円ぐらい、私どもの方でインターネット経由でこのワクチンを接種している医療機関の費用を見ましたら、大体そのぐらいで分布しておるようでございますが、その3回分ということになりますと、お一人当たり、安くて4万5,000円、高いと7万5,000円ということになって、なかなか高額なワクチンということにはなろうかと思えます。たまたま、私どもの方で調べた時点では、名古屋市ですか、ことしの1月現在で、助成するということを発表されておるようなんですけれども、それによりますと、11歳から14歳までの女子が対象で、お一人当たりについて2万円限度というふうな助成を出すというふうなことを決めておられるようです。これも、米澤委員さんがお話しされたように、大変高額であるということも含めて、単費ですぐ助成という話は、正直、今は言えないので、県なり国なりの方に働きかけてまいりたいというふうには思っております。

○米澤委員

丁寧な説明でありがとうございます。この問題については、健康課だけではなく、後で教育の問題になってきたときに、その時点でまたお話しさせていただきたいと思っております。若年化しているということは、子どもたち、あるいは、認識的に養護の先生にも絡んでいくと思っております。その意味での教育問題についても、絡めてこれは提案していきたいなと思っております。その折にまたお願いしたいと思います。私からは以上です。

○森委員

3点お願いします。資料6の91ページの5、休日診療に要する経費、それから117ページの水産業振興に要する経費、最後に、123ページのイメージビデオ作成費と、3点お願いします。

まず1点目でございます。休日診療に要する経費でございますが、1,140万から994万9,000円に減額されております。これの主な要因を説明をお願いします。

○紺野健康課長

休日診療に要する経費の負担金、補助及び交付金でございますけれども、歳出の説明のときにも若干お話し申し上げましたけれども、急患センターの利用状況から、2市3町で案分で費用負担という形になっております。予算額の計上につきましては、センターからの見積額で計上しておるところでございます。若干下がっているわけでございますが、案分分ということで来ているので、詳細な中身は精査しておりませんけれども、基本的な考え方として、利用が高いと診療報酬分も余計に入るとということがございまして、その分で、利用率が高い市、町については、傾向的に負担が低くなる計算となっておりますと聞いております。

○森委員

そうしますと、多賀城市民については、利用率が低いと。（「高いんです」の声あり）そうか。そうすると安くなるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○紺野健康課長

一般的には、利用率が高ければ、その分高くなるんじゃないかというようなお話になるのかと思うんですけれども、急患センターの費用につきましては、市で負担している分と、それから、患者さんがたくさん来るということになる、診療報酬がそれにプラスして入ってくるということがあって、利用の多い市、町の方は、その分、案分分が低くなるというふうな計算になっていると承知しております。

○森委員

なるほどと思いました。報酬分がふえるというふうなことで負担割合が少なくなるということですね。実質、利用率が高いというふうなことで、実際、利用されている方、こちらは多分、対象外になってしまうかもしれないんですが、救急車の出動との関連があると思うので、これは後ほど触れていきたいと思うんですけれども、ただ、その辺のところ、利用率が高いというのは、救急車の出動率、相談件数等、電話での確認で多分こういうふうな利用につながっていくんだろうなと思います。利用率が高いというのはいいことなのか悪いのかわからないですが、ただ、市民の役に立っているということで、これを見させていただいて、大きく変わったときにはまた伺いたいと思います。

次に移りたいと思います。水産業振興に要する経費でございます。過般の津波において、新聞紙上では、宮城県において漁業関係者の被害が6億、7億と言われております。多賀城市で漁業を営んでいる方々、この方々たちの被害額は掌握されてらっしゃいますでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

多賀城市におきましては、ノリ業者が2軒、ワカメ業者が1軒ございます。3月5日に、宮城県の漁協塩釜第一支所の方に電話を入れまして、その被害額について調査しました。それで、いかだとか資材一式の被害額が159万3,700円と伺っております。それから、

収入として収穫されるだろうという金額が、299万ほど収穫できなかったのかなというふうな報告を受けております。

○森委員

約440万、450万程度ですか、被害としては、今、県の方でも激甚指定等の動きがあるようでございます。多賀城市からもバックアップをしていただければいいのかなというふうに思います。お見舞いも兼ねて、まず大変なことだったなというふうに思いますので、速やかに今後は対応の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の点です。イメージビデオの作成費ということで、これは深谷委員からも質問がございました。先ほど、たばこを吸っているときに、チラッといろんなことを聞きまして、結果をすぐに申し上げればいいんですけれども、一つ一つ聞いていって、共通の認識を持ちたいなというふうに思ひます。

まず、奈良の100年会館で上映した多賀城のビデオがございました。これはどこでどういうふうにつくっているのかというのが1点。

それから、もう1点、東日本放送の自治体のCM大賞、これで多賀城市が流れておりました。これについてはどこでどういうふうにつくられているのかということ、この2点お伺ひしたいと思ひます。

○片山地域コミュニティ課長

その質問について私の方からお答えさせていただきます。

まず、奈良100年会館で放映されたDVDにつきましては、県のほうでつくった、DCキャンペーンの映像でございます。それにうちのスタッフがナレーションを入れて放映させていただいたということでございます。

それから、CM大賞ですよね。CM大賞につきましては、東日本放送で2002年から宮城ふるさとCM大賞をやってございまして、毎年、多賀城では出品をさせていただいております。2009年までに8回、連続でなんですけど、2006年から劇団ポトフさんの方に企画から全部お願ひをしておりまして、2006年に演技賞を取ったというふうなこともございました。

○森委員

まずは、奈良のビデオについては、県のDCキャンペーンのときにと。ナレーションは職員であったと。

CM大賞は、職員が最初に立ち上げてと、対応してと。途中からポトフさん、民間の方々に対応というふうなことで、今回も、これは委託料で計上されておりますので、多分、委託するんだらうなと。先ほど経緯を聞きまして、なぜ民間委託というか、民間で、ポトフさんでつくるようになったかと。我々がつくるのかたいんですよねという話が実は出ました。かたいのか、柔らかくすれば何ほでも柔らかくできるんでしょうけれども、兼ね合いとして、立場上、非常に難しいのかなと。ふざけたものをつくったと言われそうだし、でも、インパクトが強いのはそのぎりぎりの線なのかなと。今回も委託をするのでありますが、多賀城のいいところを知っているのは、外の人から見ればよくわかるのかもしれませんが、逆に、中から、住んでいる人の発信というのが非常に大切ではないかなと。これにどういうふうにして市民の声、市民の考え方をいけばいいのなかと。その辺での市民のかかわり方をどのような形で考えてらっしゃるんでしょうか。

○佐藤商工観光課長

イメージビデオの内容につきましては、今、委員さんがおっしゃったとおり、外部からのと、中からと、その辺を含めて検討していきたいと思います。

それで、外からというのは、例えば、そばに東北学院大学がありますので、そちらの方の学生さんの意見を聞きながらイメージビデオを作成すると。また、中においては、市民団体の活動をしている人たちの中から意見をいただきながら作成していきたいと思っています。

○森委員

予算的に、いろんな形で 110万が安いと見るか高いと見るかというふうなことなんですけど、実際、企業でつくるビデオに関しましては、110万では安いのかなというふうに思います。いいものをつくろうと思うと、なかなかこの金額ではおさまるところではないと。実際、奈良の DC キャンペーンでもスポンサーがずっと入っておりまして、多賀城のさまざまな企業さんとかがチラッチラッと入っていたというふうなことで、その辺のところ、金額的に、先ほど深谷委員が質問の中で申し上げましたが、なるほど金額に応じての対応と。先ほど iPhone の話もございました。スポンサーを含めて、逆に予算を膨らませていく部分は考えてらっしゃるでしょうか。

○佐藤商工観光課長

スポンサーを含めまして、イメージビデオの内容について検討ということなんですけれども、今現在の時点では考えておりませんでした。

○森委員

まず、東日本放送の CM 大賞に出演する素人のよさ、素人がつくる素人のよさというのは非常に伝わるんですが、今回つくられるのは、委託をして、まず企画の段階では市民の声を入れる、映像では素人とプロの違いというのは歴然としてしまうことが往々にしてありますので、ぜひその辺のところも考えていただいて、予算がこれしかないのと、また、同様な形で、それなりの規模ではなくて、本当にこの投資ですばらしいものをつくっていただくというふうなことをお願いして、質問を終わらせたいと思います。

○根本委員

同じ資料 6 の 93 ページ、健康診査に要する経費ということで 1 億何がし計上されております。ことしも婦人会の皆さんとかに御協力いただきながら、また取り組んでいくということでございまして、しっかりとお願いをしたいと、こう思います。

そこで、より多くの方に受けていただきたいという意味で、今、健診を受ける場所が指定をされておりますね。その指定されている場所が、適正な配置に基づく場所になっているかどうかという問題なんです。その点、今まで、21 年度まで実施をしてきて、適正なのかどうか。それとも、ここはもう 1 カ所追加した方がいいとか、検討した経緯があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○紺野健康課長

健診事業の場所ということでございますけれども、昨年度まで、基本的にはずっと従来同じ場所を使っているということになるんですけれども、昨年度実施して、今現在、私自身の方に、地区の方等から場所についてどんなもんだというようなことでの御意見というのは、いただいております。ただ、場所によっては、健診車とかがなかなか入りづらいとかということもございまして、その辺は、今までこうだったからということではなくて、

ほかに適地があれば、そちらの方ということの検討も可能かとは思いますが、ただ、もう既に、先ほど質問にもございましたけれども、22年度につきましては、申込書も皆さんの方にお配りしていますので、仮に適地があったとして、急な会場の変更というのはなかなか難しいかもしれません。ただ、全く同じところということでは、固定するというだけでは全く考えてはおりません。

○根本委員

22年度については、私も見ましたから、場所がもう指定されていて、変更というのは難しいでしょう。ただ、高橋でやっていますね。新田ではやっていないんですよ。山王、南宮の皆さんと一緒に新田地区はやっているんですね。きのうもいろいろ質問して申し上げましたけれども、新田の世帯数が非常にふえて、あそこに集会所も新田公民館もあるということで、住民の皆さんの中にはあそこまで行けないという方もいらっしゃるんですね。市の方で、こちらの方でも、その日にちに行けないときにはやるんですけども、足の問題とかいろいろあって、新田公民館でもやっていただけないでしょうかという、そういう要望をいただいたんですよ。ですから、ことしは無理ですからね、その辺ももし検討の余地があるならば、全体的に検討していただければと、こう思います。

○紺野健康課長

委員さんおっしゃることも参酌して検討してみたいと思います。

○根本委員

それから、2点目は、95ページの生活環境課関係でございます。まず、七ヶ浜町公園墓地「蓮沼苑」、本年度は50区画を譲り受けるということでございます。歳入の方を見ますと、20区画を市民に提供するというですから、1,300万円計上されておりました。まず、今の時点での残と、この20区画を売り出すのに、昨年もやりましたね、一般公募。ああいう欲しい方に提供するのかどうか。その募集の方法などもお伺いしたいと思います。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

平成21年度末での残区画数は50件となる見込みでございます。21年度の状況について申し上げますと、公募を行いました。公募によって取得していただいた方が15名、随時で取得していただいた方が6名、合計21名となっております関係から、毎年公募するのが正しいのか、隔年ぐらいでやっていってももういいのかなというような感じは受けております。

○根本委員

歳入にあるのは、ことし募集するというではないんですか。1,300万円。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

はい。公募をしなくとも、必要になった方には随時お分けしておりますので、そういう数字でございます。

○根本委員

そこで申し上げたいんですけども、一般公募と必要に応じてということですけども、その必要に応じての中に、遺骨があって、そうでない条件の中に入っている、そういうのがありますね、窓口で出していますね。そういう条件を付してやるのか。去年の応募のように、多賀城市に2年以上ですか、在住していれば、欲しい方に提供しますというやり方をするのか、どういうやり方をするかという問題なんです。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

公募の場合には、遺骨があるなしにかかわらず受け付けしています。随時受け付けする分は、遺骨をおさめるところ、墓所という意味での随時の譲渡を行っているものでございます。

○根本委員

だから、22年度はそうすると公募はしないんですか。随時ですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

公募は、ですから、隔年でももういいのかなというような感じでございます。最近の5年間を見ても、公募によって取得された方は、平成16年は非常に多かったんです、44件。ところが、その後は、13名、10名、16名、20年度は公募しなかったんですが、ことしは15名というふうに、公募による応募数というのが大分減ってきていますので、少し間隔をあげながらでもやっていって差し支えないのかなという感じは持っております。

○根本委員

あと、生活環境課関係で、近隣トラブル関係の問題なんですね。21年度も、恐らく、いろいろな苦情相談とか、窓口に来て、そして対応したということがあると思いますけれども、恐らく22年度もさまざまな市民からの苦情あるいは相談なりが来ると思います。そこで難解なのが近隣トラブルなんですね。民民の話で、なかなか行政が入り切れないということがあると思います。例えば、音がうるさくていろいろな意地悪をされていると、こういう問題になると、行政がそこに入れるかどうかという問題なんですから、いかがでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

確かに、騒音、それから木の枝、そういったトラブルはちょっと多うございます。職員が、多い場合で五、六回通う場合がございます。幸いにも、まだそれ以上の紛争にはならず、何とかお互いに納得していただいているというところでとまっております。

○根本委員

とまっていればいいんですけれども、それ以上発展されると困るということもあって。実は、10年来、掃除機の音がうるさい、あるいは、戸をパタンとしてうるさいということで、隣の人から、えらい大声でいじめられたり、電話がかかってきたりという、そういうことがあったんですね。ところが、行政が両者に入って説明をして納得させるということがなかなかできなくて、警察も来て、いろいろお話を伺ったり、アドバイスはしているんですけども、最近、少しは落ちついているということで、その一つの解決策として、例えば、条例を設けて、その内容によっては、きちっと職員が両方の話を聞いて、そして、相手の方に、さわいでいる方に、注意喚起を促すとか、そういうことも必要ではないかと思うんですよ。

例えば、東京の国分寺市では「隣人トラブル防止条例」というのをつくったんですね、これも珍しい条例なんですけれども。私が言ったような、近隣でなかなか行政が入り切れないと、そして困っている。こういう状況の中で、迷惑行為というのをきちっと指定をして、音に対しては、ある程度の音、それ以上は出していないという方に対して、待ち伏せをしたり、あるいは、迷惑行為の中で無言電話をしたり、そういう迷惑行為を羅列をして、そういうことがはっきりとしたならば、注意をきちっと喚起すると。そして、注意喚起で

めだったら、警察と連携をとってしかるべき対応をとると。そこまでやっているんですね。罰則規定はないんですよ。そうすることによって、例えば、相談が来たときに、速やかに双方の話を聞いて適切な対処ができるのではないかなと思うんですよ。そういう道というのは大事だなと、このように感じているんですけども、いかがでしょうか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

多賀城市では、現在までのところ、そこまで深みにはまったトラブルというのは、私自身はまだよく聞いていないんですが。ただ、幸いにも、区長さん、町内会長さん、あるいは人権擁護委員さん、いろんな方をお願いして、声がけしていただいて、何とか済んでいる状況ですが、やはりこれで済まなくなる事態が来つつあるのかもしれませんが、それをどこの時点に想定するのかはわかりませんが、それが想定される場合には、考え方の一つであると思います。

○根本委員

区長さんが言っても言うことを聞かない、だれが言ってもだめだという内容もあるんですね。だから、私、あえて申し上げているんですけども。すぐにとすることは当然いかないわけですから、先進自治体の事例なども少し調査研究をしながら、多賀城市にとってどういう方法がいいのか。市民のために、そういう問題が解決できるのかを研究をしていただきたいと、このように思います。

最後に、3点目、農業問題。多賀城市の農業政策ということで質問申し上げたいんですけども、多賀城市の農業政策といえども、国の政策が大いにかかわってくるということに当然なるわけでございます。本年度は、特に、今までと違いまして、米の戸別所得補償制度というものが新たにモデル事業として導入されると。全国一律、減反をした農家の方に10アール当たり1万5,000円と、こうなっていますね。こういうことに対して、いろいろな不安も出ているわけございまして、全国生産費が同じかといえば、そういうわけでもない。多賀城市がどこの位置の生産費になっているかは私はわかりませんが、そういう問題がある。あるいは、今まで国でやってきた政策は、どちらかという、個から集団営農へというふうに象徴されるように、担い手育成を中心にやってきた。食べる農業というものに主眼を置いてやってきたのが、戸別に所得補償ということになると、その集団が個々にまた逆戻りしていく。本当に担い手育成ができるのか、後継者の育成ができるのかという不安も出ていることは、課長さんも御存じのとおりですね。河北新報にも評価の問題がクローズアップされて載っておりました。そういうことで、この農業政策が本当に担い手育成につながるのかということが1点。

それから、多賀城市の生産費というのは、全国、北海道から沖縄まで生産費は異なりますけれども、大体どのぐらいの位置に水準しているのか、平均なのか、生産費がかさむ方なのか、低い方なのかというのはつかんでいますか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

まず、第1点目の、米の戸別所得補償関係でございますけれども、委員さんおっしゃるように、22年度におきましては、モデル事業ということで、水稻作付した方には10アール当たり1万5,000円。ただし、これは生産調整、いわゆる転作に協力した方に限りますよと限定されてございます。この水稻の関係なんですけれども、変動部分というのがございまして、22年度産の販売価格が過去3年間の平均を下回った場合、これも補てんしますよというふうなことが打ち出されております。これは水稻関係でございますけれども。

それから、自給率向上のために、戦略作物への直接助成というものがございまして、御存じのように、大豆、多賀城市の場合は大豆なんですけれども、これは、最初、10アール当たり3万5,000円と明記されました。その後に、委員おっしゃるように、去年と比較しまして補助額が大分下がっているわけです。概算でいいますと、今までは10アール当たり約5万8,000円ぐらいの助成がございました。今回、最初、3万5,000円ということで示されたわけなんですけれども、その後、県と国の方でそれでは余りにも低いのではないかとということで、10アール当たり3万8,000円まで引き上げられました。さらに、激変緩和措置ということで、多賀城市の方に割当額としまして137万1,000円、これが配分予定でございます。この137万1,000円を、例えば、大豆の方に、どのぐらい3万8,000円から上乗せできるか、これは、まだ確たるようになりますというふうな数字は申し上げられませんが、4万円ちょっとぐらいまで引き上げられるのかなというふうな、今、判断できる金額でございます。

それから、全国的に、多賀城の農業関係の所得の水準はどうなのかということなんですけれども、今、はっきり申し上げることはちょっとできません。すみませんけれども。

○根本委員

転作のお話も、私、この次に聞こうと思ったら、転作の話もしていただいたんですけれども、今までは、産地確立交付金ですか、ということで、4万3,000円ぐらいですね、それにプラス国の補助もあって5万何がしになっていたと。そこに市も補助をして、農家の方は、10アール当たり大体7万から8万ぐらいは大豆をつくっていただいていたと、こういう経緯でございました。今、水田利活用自給力向上ということで、一律3万5,000円と国は言っていたんですけれども、今初めて3万8,000円になったということをお聞きしました。市の補助と国の補助と、また、足りない、補う部分が県の方にも来ているやに聞いているんですけれども、転作農家の方に昨年同様ぐらいが来るとい見通しは立っているんですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今、再三にわたりまして担当者レベルの会議等を行っております、今おっしゃった国の補助金はあるのかということについては、今のところ聞いておりません。

○根本委員

米の所得補償で1万5,000円来るからといって、転作をした農家の方が前年度より収入が減になったら、同じことになってしまうということも考えられます。そういうことがありますので、国の状況、推移を見守りながらも、団体、皆さんとともに、声を上げるときにはしっかりと声を上げていただいて、多賀城市の農家を守っていただきたいと、こういうことが一つあります。

それから、米の、下がった場合、変動部分で1,300億ぐらい国では用意している。確かに用意していますね。ただ、もっと下がった場合はどうなるのかと、こういう問題があって、不安はぬぐい切れないというのが現状なんです。ですから、そういう不安を解消するための農業政策というのをこれから打ち出していただかないと、本当に信頼できる農業政策とはなり得ないと、こういうこともありますから。あるいは、担い手育成が十分かというのにはまだ答弁をいただいていませんけれども、担い手育成ね、やっぱり後継者育成ですよ。こういう側面の問題等に関しても、課長さんもまだ国からのものがよく見えない部分があるということだから、きょうお伺いしても、恐らく明確な回答は来ないと思いますけれども、いろんな角度で状況を見守りながら、声を上げるときにはしっかりと上げていただいて、農業の振興の推進といいますか、それをぜひともお願いをしたいと。

そしてまた、課長に限らず、部長も、副市長、市長も、その状況を踏まえながら、どうか農家の皆さんの育成に全力で取り組んでいただければと、こう思います。答弁はいいです。

○柳原委員

6の89ページのインフルエンザの予防接種と、6の93ページ、健診のところと、6の103ページの地域職業相談室について、3点お聞きします。

まず、インフルエンザの予防接種ですけれども、高齢者のインフルエンザの予防接種の場合、市の方で補助が出ていると思うのですが、自己負担の額と、あと、その料金がどういうふうになっているのか。また、近隣で仙台市の場合は自己負担幾らで受けられるのかお聞きします。

○紺野健康課長

インフルエンザの予防接種、季節性インフルエンザの予防接種でございますが、これにつきましては、自己負担は2,000円ということでお願いをしております。

なお、仙台市につきましては、今、手元に資料がございませんので、後で御回答申し上げたいと思います。

○柳原委員

私が調べたところ、仙台は自己負担1,000円で受けられるということでした。あと、料金の決め方なんですけれども、それはどのように。

○紺野健康課長

季節性インフルエンザの接種費用につきましては、塩釜医師会さんと打ち合わせをさせていただいて決めておる値段でございます。接種費用自体はお一人4,000円でございます。そのうち2,000円を自己負担していただいているということになっております。

○柳原委員

新田地区ですと、仙台のすぐ隣なものですから、仙台の病院に予防接種に行ったという方もいまして、何で仙台は1,000円で受けられて多賀城は倍の2,000円なんだということをおっしゃって。それで、医師会と協議して決めたということなんですけれども、例えば、医師会と値下げ交渉をしてもうちちょっと安くしてもらうことが可能かどうかということ。あと、仙台が1,000円というのは、多分、これは市の負担が多賀城よりも多いのではないかなと思うんですが、市の負担を増額してもうちちょっと安く受けられるようにするお考えはないでしょうか、お聞きします。

○紺野健康課長

季節性インフルエンザについても、そのほかの予防接種についても、基本的には、診療報酬といいますか、診療行為ではないんです。よって、自由診療ということで、値段は自由設定ということになります。その中で、多賀城市も含む2市3町が塩釜医師会さんとの協議の中で、4,000円という接種費用になったというふうに聞いております。これを、例えば、交渉で、仙台市さん並みとかにできるかということになりますと、正直言って、難しいのかなというふうに思います。

過去において、何年前かわかりませんが、ちょっと不明なんですけれども、2市3町の方で、4,000円という価格についてどんなもんだらうかというような話を医師会の方には出した

ようなことは聞いておりますが、基本的には 4,000 円でやるというような医師会さんの方の回答だったということで、4,000 円になっております。

それから、自己負担が少なくなるようにもうちょっと助成したらいいんじゃないかというお話ですけれども、これにつきましては、この場でどうのこうのとすぐ言えるものでもございませんし、基本的には、2,000 円の自己負担というのは、現時点では適正なのかなというふうな認識ではおります。

○柳原委員

インフルエンザにかかってから病院に行くよりも、予防接種を受けてかからないようにする方が、はるかに医療費全体も安く上がるというのは、これは事実ですので、ぜひこれは検討をお願いしたいと思えます。

次、6 の 93 ページの健診の件なんですけれども、先ほど根本委員の方からも、新田から行くのは大変遠いというお話がされましたけれども、そこで、例えば、新田から高橋あるいは山王に行く場合、送迎のバスとか、足を何とか確保していただきたいと。住民の皆さんは今、大変困っております。この点、ぜひとも御検討をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょう。

○紺野健康課長

今の話でございますけれども、健康課としては、正直、ちょっと難しいかなというのが現状でございます。先ほどの根本委員さんの御提案のように、場所の見直しというのは、私どもきりでも検討は進められるわけでございますけれども、バスを借り上げて送迎ということになりますと、さらに財政的な部分もございまして、住民の方に何時に来てくれとか、何回行ったり来たりするとか、いろんなことの調整もまた出てまいります。その辺も考えますと、正直、難しいと言わざるを得ません。

○柳原委員

わかりました。難しいとは思いますが、これはなるべく早くお願いしたいと思えます。

次の質問に移ります。103 ページの地域職業相談室ですけれども、これの予算ですけれども、ことしわずかに予算が減っているようなんですが、予算の内訳をもう一度教えてください。

○佐藤商工観光課長

地域職業相談室の事業費の内訳なんですけれども、11 節需用費は光熱水費、これは電気代と水道代であります。12 の役務費の通信運搬費、これについては電話料とか情報機器等の回線使用料であります。

○柳原委員

聞いたところ、職員さんの人件費とかはハローワークの方で出ているということでしたけれども、相談内容についてなんです、失業をして、失業保険の手続やら、そういう方は塩釜の方に行かないとできないということをお聞きしたんですけれども、例えば、失業して 2 年も 3 年もたって、とっくに保険が切れてしまったと。そういう人が再就職したいと思ってここに相談に行って、職業訓練を受けたいと思った場合は、そこで手続ができるんでしょうか。

○佐藤商工観光課長

失業した方が職業訓練を受ける場合については、ハローワークの塩釜の方に行って手続きをしまして、さらに、桜木地区の方にある雇用能力開発機構、そちらの方に行って訓練を受けるとか、そういう手続になると思います。

○柳原委員

職業訓練施設が市内にあるということなんですけれども、わざわざ塩釜まで行って手続きをして、また戻ってこなければいけないと。塩釜まで行くのもなかなか大変だなと思って、そこで、近くで、今、ワンストップサービスというものはやっているようでありまして、ぜひ。職業相談室の内容をもうちょっと充実できたら非常に助かるなという思いで今質問をさせていただきました。充実をもうちょっと検討していただけたらと思います。以上で終わります。

○伏谷委員長

ここで休憩といたします。15分間の休憩といたします。

再開は3時20分といたします。

午後3時06分 休憩

午後3時20分 開議

○伏谷委員長

再開いたします。

○昌浦委員

二つ質問させていただきます。一つは、資料6の103ページの、雇用促進及び労働福祉推進に要する経費と、それから、同じ資料の115ページ、林業振興に要する経費。

まず、これは施政方針の17ページに書いておったんですけれども、いわゆる若者、若年者向け就労支援講座、これは例年やってらっしゃって、たしか5日間ぐらいかな、続けてやってらっしゃるようなんですけれども、今、日本では自殺者が3万人ぐらいと、ずっと高い水準で自殺者が多いんですけれども、20代、30代の自殺の要因のトップが、実は失業とか就労できないという悩みというのがトップなんです。でなんですけれども、確かに、多賀城市は、ハローワークは塩釜にあっても、地域職業相談室というのを開いて、よその、いわゆるハローワークのない町なんかよりは数段上の施策を講じているというのは、一定の評価はするんですけれども、私、以前、一般質問で、就労支援というのは市で取り組むべきだというふうに質問させていただいたんですけれども、それに関連してなんですけれども、一つは、若者とは違って、「中高年の再就職支援はもとより」というふうに施政方針の中にあるわけなので、「もとより」ということはやっていることだと思うんですね。それは、どういう具体的な支援をやってらっしゃるのかということと。

若年者向けの就職支援講座も、予定人員よりは少なかったところから発足して3年か4年目に至っていると思うんですけれども、今般は、平成22年度は、どのように若者に声かけをしてこの講座を受講させるのか、その2点、ちょっと質問させていただきたいと思いません。

○佐藤商工観光課長

第1点目の、中高年のキャリアライフセミナーの関係なんですけれども、これにつきましては、中高年の団塊の世代による大量退職の時代を迎えまして、中高年者を対象にし、高齢期においても充実した生活を送れるよう、これからの職業生活設計を考えるための一助となることを目的として開催し、さらに、その中においては、ハローワーク塩釜や雇用能力開発機構の協力を得ながら開催しているところであります。

第2点目の、若者向け就職支援講座の開催の関係なんですけれども、平成22年度におきましては、先ほどお話しされたとおり、ここ19、20、21、22ですか、若干、受講者が少なくなっている状況であります。そういうことがありますので、参加者については少なくなっていることでありますので、広報手段の検討をしていきたいということでもあります。広報手段の中では、広報誌については市の広報誌、あるいはホームページに掲載、報道機関への周知、公共施設へのチラシ配布、また、さらに、市の民生委員の方々に実施内容を説明し、該当すると思われる世帯に周知協力をお願いもしているところであります。こういった形で、平成22年では周知協力をお願いしたいと考えております。

○昌浦委員

わかりました。民生委員の方のお力をかりるといのは、非常にいい手段だなと。今、お聞きして、いい手段なので感服したところです。そういうふうに、口コミというのはどうなのかということもあるんですけれども、行政がやる周知広報手段というと限られてしまっているんですよ。極端なことをいえば、駅の街頭で着ぐるみを着てチラシをまくぐらいの、それぐらいのことまでやっていただきたいなど。かなり人目を引くとは思うんですね、話題にもなると思うんですけれども。やれるかどうかは別にしても、その気構えでやっていただきたいと思うところでございます。支援講座ということですので、スキルアップとかを含めてですね、それと、働くというのはどういう意味なんだということも含めて、若者に受講を働きかけて、就労の機会をぜひとも与えていただきたいと思います。

さて、次は、115ページの方なんですけれども、林業振興に要する経費。ずっとシリーズでお尋ねしている松くい虫なんですけれども、今年度の予算は10万という予算で、ひところよりも大分減ってきたなと思うんですね。この10万の使い方。

それから、今まで防除したところは、木を切ったままなのか、あるいは植栽をしているのか。あるいは、風や鳥とかで運ばれてきた実生に任せているものなのか、その辺はどうなんでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

まず、1点目の予算の関係なんですけれども、私は19年度から担当しておりますけれども、いずれも10万円で行ってまいりました。前に説明したとおり、幹の太さによりまして、作業時間であったり、そういったものがかかる関係で、本数が5本になったり、あるいは3本になったりしているわけで行ってまいりました。ちなみに、21年度におきましては3本伐倒処理しております。その伐倒した木については、これは宮城中央森林組合の方に依頼しておるんですけれども、それを材料にして、木工の例えばいすであったり、そういった加工をして利用しているというふうに行っております。

伐倒した後については、特に植栽は、新しい植栽はしておりません。

○昌浦委員

まずもって、費用面が3年同じだったというので、すみません。以前、十何万とか、20万に近かったと記憶しているものですから、先ほどの質問になりました。

それから、松なんですけれども、秋田県などは海岸線がすべてやられちゃったんですね、松くい虫に。それで、まるっきり素通しになってしまって、防風林のところは防風林ではなくなってしまうような状況になっているので、松くい虫に強い品種に今植えかえているということなんです。そういうことで、何か新たな緑の再生を図っているのかなと思ったんですけれども、場所的に、例えば、農政課が担当する箇所は、どういうところの木なのかなと。山林でもないだろうし、市が所管するような土地に生えている木なのか、その辺は、どういうところを防除してらっしゃるのか、確認したいんですが。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

先ほどの答弁で、ここ3年間、10万と申し上げましたけれども、今、ちょっと記憶がよみがえりまして、私、平成15年の年に1年間だけ農政の方を担当しておりました。そのときは、松くい虫の薫蒸処理であったり伐倒処理につきましては、農政課の方で一手に、史跡の区域であったり、多賀城市で所有している山林であったり、あるいは、そのほかの分、一手に農政課の方で担当としておったという記憶がよみがえりまして、そのときは、確かに、100万以上、あるいは前後、はっきり金額はわかりませんが、そういうような予算計上で対応していたというような経緯がございました。

今現在は、史跡関係につきましては文化財課、あるいは、市で保有している山林等につきましては総務課であったり、農政課につきましては、加瀬沼周辺の多賀城市区域分、それを担当して取り扱っております。そういった内容でございます。

○昌浦委員

ですから、冒頭、私、シリーズでと言ったんです。ずっと松くい虫をやっていたものから、随分金額が少なくなったなど。そうしましたら、予算説明の中で、文化財の方と。これはことしだけじゃなくて、前から文化財の方もやってらっしゃるといのはわかっておったんですけれども。そういうことで今質問したわけなんですけど、今、農政課の担当のところというのは、何といたらいいいんでしょうね、加瀬沼の地域ということは、市民の憩いの場であるわけですね。まずもって、松くい虫を防除していただくことと、失われた緑を何かしらの方法で、復元といたらいいいんでしょうかね、伐採のままでないような方法もお考えいただきたいと思います。終わります。

○佐藤委員

二つ伺います。117ページの水産業振興に要する経費で、先ごろの津波の被害に関連して伺います。さっき担当課長から説明がありました。被害額が約450万ほど、金額にするとありそうですけれども、ワカメ業者さんはちょっと私は存じ上げないんですが、ノリ業者さんはお二人とも大代の方で、いかだが五つと、もう1軒の方は二つ、全部で七つの被害に遭われたようです。場所によって被害の大きさがあまして、七ヶ浜の方に近いところの方が被害が大きかったということで、頭を抱えていたという状況がありました。このお二人とも、消防団の副団長さんと、もう一人はその次ぐらいの活動をしていらっしゃる方で、津波の最中も自分の仕事も心配だったろうかと、後で私も思いがいがなかったことをいたく反省したんですが、一日じゅう、朝から夜半まで防災に当たっていただきました。その次の日には波が高く海に出られなくて、次の次の日かな、海に行くと被害が判明したわけなんですけれども、局地的なもので、天災ですから突発的なものなんですけれども、こういうことに対するお見舞いの制度とか、そういうことは過去にはなかったか、あるいは、これから考えられるかななんて思うのですが、いかがですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

この件につきましては、現在、把握しているものの、対処策については、今現在はちょっと聞いておりません。あす、これに関連する、2市3町の、この辺でいえば、七ヶ浜であるとか、担当者の会議がございます。その中で、援助策と申しますか、支援策といいますか、そういったものが見えてくるのかなというふうに判断してございます。近隣の市、町足並みを合わせるような支援策を多賀城でも考えていかなければならないのかなという私の思いはございます。

○佐藤委員

その思いをぜひ生かしていただいて、地域の活動に一生懸命頑張ってくださいという方、そして、もちろん生活にかかわる部分での大きな被害を受けたというところで、きちんとした市の対応というか、が必要だというふうに考えます。それがお見舞いであるのか何であるのかはちょっとわかりませんが、しっかり議論をしていただきながら対処していただきたいと思います。

こういう方たちには、国保料とかさまざまな税金の関係で減免制度が使えるかと思うんですが、使えますよね。

○菅野税務課長

今度の津波被害で、3名の方が、先ほど言った、いかだとか、ノリの関係の器具とか、そういう被害がありました。それに対する税制上の減免とか、そういうのを一応調べたんですけども、最終的に、農業等については、冷害とか、それについて減免策はあるんですけども、今回の漁業云々については減免の対象になっておりません。ただ、償却資産、固定資産の関係で、お二人の方は申告してたんですが、課税標準額が150万以下の免税点未満なものですから、固定資産そのものはかかっておりません。ですから、最終的には、所得税法という経費を控除できる見込みとは思っています。

○佐藤委員

いろいろ収入の関係もあると思いますけれども、できる限り、そういう意味で、利用できる特典、制度はしっかり教えてあげながら、今からの暮らしが成り立っていくようなサポートをしていくべきだと思いますので、よろしく願いをいたします。いいですか。（「はい」の声あり）はい、よろしく願いいたします。

次、123ページです。19番の貞山運河の魅力再発見協議会負担金です。市長の施政方針の中で、貞山堀も歴まちの風致地区に入れますという発言がありました。これは文化財の方の助言もあったことだろうといたく感謝をいたします。ありがとうございました。

それで、シンポジウムが1回、名取で開かれて、2回目はことし仙台で開かれたようなんです。仙台のシンポジウムが私のアンテナに引っかかりませんで出席しかねてしまったんですが、どなたか出席しましたか。

○佐藤商工観光課長

仙台で開催された第2回のシンポジウムには出席させていただきました。

○佐藤委員

感想が何かありましたらお聞かせください。

○佐藤商工観光課長

貞山運河の魅力再発見シンポジウムに出席しまして、貞山運河は、先ほど市長さんがお話ししたとおり、江戸時代から明治時代にかけてつくられ、なお、その自然が残っており、余り手を加えないで自然のまま残してほしいという意見がありました。私もそのとおりだと思います。そこに行けばホッとするような感じのところであってほしいなと自分は思いました。

○佐藤委員

さっき、前の委員さんの質問に対して、市長も一定の発言をしておられましたので、認識はずっと変わってらっしゃらないなというふうに思って聞いたんですけども、多賀城のシンポジウムもいよいよ仙台の後にやるということ、いつかの私の一般質問の後に市長がおっしゃいました。ことし仙台はやったから来年あたりだと思うのですが、準備に取り組む必要があるかと思うんですが、イメージを膨らませながら準備をしていく必要があるかと思うんですが、課長は前回のときいりしなかったからなかなか大変だと思うんですけども、文化財の課長などのアドバイスも受けながら、ぜひ早目に手をつけていくという覚悟をしていただきたいんですけども、いかがですか。

○佐藤商工観光課長

シンポジウムについては、事務局の方から、平成 20 年度には名取市、平成 21 年度については仙台市、平成 22 年度につきましては、貞山運河を囲んでいる多賀城、塩釜市、七ヶ浜町、松島町ということで、共同開催をしてはどうかという提案を受けておりますので、今後、関係市町と協議してまいりたいと思います。

○佐藤委員

今までは、名取は単独で、仙台も単独でやって、今回は複数の自治体がかかわってやるということになりそうですけれども、ぜひ、複数の自治体がかかわってすばらしいものになったというようなものを開催できるように、呼びかけながら、チームをつくっていただいて、頑張りたいと思います。その都度、できれば中間報告などもしていただきながら、力を合わせて頑張りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○竹谷委員

私は、農政の問題、先ほど米澤委員が質問しておった子宮頸がんの問題、それから観光行政、この三つについて基本的なものをお伺いしたいと思います。

まず最初に、先ほど、この問題については深谷委員も質問しておりました。課長は、いろいろなものについては、耳を傾けていて御意見をお聞きしながら、育成をしていこうという趣旨での御発言だというふうに受けておりますが、実は、私、大豆生産の皆さん方から、減反政策の大豆をやっているの、収穫期、種まき期、消毒期、これは一気にというわけにはいかないんですけども、何とかそういう方向で努力をしていただくのも、市の減反政策からいって大事ではないかという御意見をお聞きし、あなたのところにもそういうメモを届けておりましたけれども、22 年度予算編成に当たって、どのような視点で考えておられたのでしょうか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

委員さんの方からその話を受けまして、私の方としましては、生産組合の方々の方から直接、そういった要請書であったりお話がちょっと見えなかったものですから、2月の末ごろだったと思うんですけども、生産組合の組合長さんを初め、副組合長さんだったり5名の方々と、どのようなものが欲しいのですかというような話し合いをしました。その中で、

具体的に、これが欲しいから支援してくれないかといったお話はなくて、お互いに、21年度に入る国、県からの市への単独補助も含めて、補助金の分析であったり、そういったものをお話し合いをさせていただきまして、その話の中で、機械が幾らであって、自分たちで幾ら用意できるから、市あるいは農協の方で支援してくれないかといった具体的な話はなかったものですから、22年度の予算の中にはそのものの予算は計上してございません。

○竹谷委員

そういう会合があったら、私はこういう問題提起をされているということで、そういう幹部の方々には、私の方ではこういうことを聞いているんだけれども、どうなんですかという話し合いはしなかったんですか。私たちは市民から負託されてきているわけですから、市民からそういう要望を受ければ、直接、皆さん方の方にお話をして、そして、当然、組合の方にもそういうふうにした方がいいですよというような助言はしますが、こういう会合があったとすれば、一生産者かもしれないし、多くの生産者かもしれませんが、こういう意見があるんだけれどもどうなんだろうということを話題になぜしないんですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

失礼しました。その件につきましては、大豆の収穫時に、私、直接現場に行きまして、委員からそういうお話があったことを、生産組合の組合長さんにお聞きすれば具体的なことがわかるのかなと思ひまして、組合長さんと田んぼで、収穫時期、その時点で、一応、お話を聞きました。そうしましたら、そのとき、刈り取り機を、リースで、農協からお借りして作業をしておりました。どうなんですかとお話を聞きましたけれども、刈り取り機につきましては、額についても700万から800万ぐらいするんだというふうなお話は聞いておりました。手前どもとしましては、生産組合として必要なかどうか、皆さんで話し合っただけで、その後、私の方に、どういうふうになるかは別にしまして、そういう時期が来ましたらお話ししてくださいというようなことは話をさせていただきました。もちろん、委員からそういうような話があったということもお話ししております。

○竹谷委員

組合長さんからは具体的なお話はなかったと。だから、今のところは検討していないんだという考え方ですね。そういうふうにとめてよろしいですね。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

これは、そのとおりの事実でございます。

○竹谷委員

私はいつも気になっているんですよ。先ほど根本委員が、今度の農家の所得補償の問題でいろいろ話しました。多賀城の農業の政策は基本的にどこに置くのか。稲作に置くのか、都市型農業を構築するためにいくのか、その指針が見えない。私は、第1次産業を何とか再生したいという思いもあるので、多賀城の農地を有効的に活用して、付加価値のある多賀城農政を確立していかなければいけないと。そのためにいろいろな研修の予算も今回組んでいると思いますけれども、ただ、ガス抜きでやるのであったらやめた方がいい。農業経営者の皆さん方の意見を聞くんだということだけでやるならやめた方がいい。農業経営は、多賀城農業はこういうことをやっていきたいと。だから、ここに重点配分をして、予算をつけて育成していくんだという基本姿勢でいかないと、多賀城の農業はなくなってくるんじゃないかと危惧をします。なぜならば、戦後、農政は猫の目のように変わり、多賀城も一時はササニシキ日本一という看板までかけて、そのときには、コンバイン組合もつくり、コンバインで刈り取りをする。ライスセンターをつくる。そして、先ほどあなたが

答弁しておりましたバックホーも買った。これは、農地の再生を図るためにやろうということで、多額の金を投資してやってきた。あの当時は、少なくとも、稲作中心の多賀城農業を目指して、それなりの投資をしてきたんじゃないかというふうに私は思っているんですけども、いかがですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

今、委員がおっしゃるようなことは、私も、きょう初めてではなくて、何が基本なんだと、都市型農業、水稲に置くのか。基本的には水稲栽培というふうに私は理解してございます。それから、今、現時点で、政権交代であったり、農業経営者の高齢化であったり、後継者不足によりまして、農業全体の活気が失われておるのが現状でございます。農業生産高が減少しているという現状を踏まえた、今回、新しく上げさせていただきました農家自立経営スタートアップ事業。これは、御指摘のあったように、そういう思いだけでなく、本当に実現するように進めなければだめじゃないかという思いを。私もいつも竹谷委員のお話は胸に刻んでおります、前にもお話ししましたけれども。ただ、実践なさせるのは農家の方々お一人おひとりなものですから、今回、新しくスタートアップさせていただいた事業につきましては、よく語り合っ、これならばできるんじゃないかというものを共有して、共通認識に立ったときに、まず、年を追うごとにできるものからやりたいなと。例えば、どういうものかと。私の思いですけども、できれば、農家の方々自身が経営なせる直売所であるとか、道の駅であるとか、そういったものをちょっと模索させていただいて、今後の動向を、今すぐ、来年できるのかと言われるとそれはわかりませんが、まず腰を上げなければだめじゃないかという思いで、今回計上させていただきましたので、どうか見守っていただきたいと思います。

○竹谷委員

課長の、並々ならぬ多賀城農政についての決意については、わかりました。なぜ多賀城の農業が遅々として伸びていかないのかと。農業指導員の欠落ですよ。申しわけないけれども、6年前、花を初めとするハウス産業をやろうということで大々的にやりましたよね。県もそれに乗り出した。市も乗り出した。それでやりましたよ。しかし、成功的に導いているのは少ないと見ています。それは、なぜならば、農業指導員の不足ですよ。私はそう思うんですけども、あなたは経験者ですから、いかがですか。私と同じ感想ですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

私も同感でございます。それで、県であったり、東北農政局であったり、指導していただけるもの、あるいは、コーディネーターですか、専門の先生、例えば、講演会を開催したり、その中で何かできないかなというものを探っていきたいなというふうに思っております。

○竹谷委員

自立経営スタートアップ事業等も去年からスタートして、ことしもやると。私は、そのスタッフだと思うんですよ。何ほ呼びかけてやっても、それを育成するための土壌づくり、先ほどあなたは後継者の育成の問題もあると。その土壌がないんですよ。花火は上げるけれども、下で支える土壌がないというふうに私は見えています。特に多賀城農業も、日本の農業全体を見てもそうです。ですから、一つお願いだけしておきます。多賀城の農業の基本政策を政策担当の公室とも話し合いをして、その上に立って、必要な経費は必要のように配分していただいて、組織の充実をするのであれば、組織の充実をするような施策を現課から上げていくことが大事だと思うんですけども、いかがですか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

おっしゃるとおり、関係内部の方々ともお話をさせていただいて、私たちでも、専門といえどもわからない部分もありますので、それを教えていただきながら、認識を同じにして、もちろん竹谷委員も一緒に、認識を同じにして、取り組んでまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○竹谷委員

現課でもそういう思いで一生懸命やろうとしているんですから、市長公室の方でもその思いを受けとめてやって、多賀城の農政のあるべき姿というものをきちんとつくってくださいよ。そうでないと大変なことになってしまう。戸別補償だなんだかんだって。多賀城の農業の基本がきちっとすれば、政府に対してこういうことをしてくれという要望も出せるんですよ。政府主導の農政では大変なことになってしまう、私はそう思っています。ですから、小さな多賀城ですけれども、多賀城らしい農政の確立、多賀城らしい、農業者の生活ができるような付加価値の高い農政を目指すように頑張っていたいただきたいということを、これ以上、課長にお話ししてもあれですから、お願いしておきたいと思います。これは、私は、バッジをつけている限り、それこそ、パートツー、パートスリーでだんだかだんだかやっていきますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に、女性特有のやつで申しわけないんですが、先ほどの子宮がんの話で、実は、私も政務調査費をいただいておりまして、その中で、各種新聞をとらせていただいております。1月21日付の公明新聞にすばらしいことが載っていました。埼玉の志木市が全額補助の方針で子宮頸がん予防接種をやっているという記事を見ました。先ほどは金がかかるからやれないような話ですけれども、ここの財政力はわかりませんが、ここでは、新年度から、市内の小学校6年生から中学校3年生の女子を対象に、子宮頸がん予防ワクチンの接種費を全額補助する方針を明らかにしたという記事が載っております。そして、いつのやつだかちょっとわかりませんが、たしか、東京都の杉並区でも費用対効果ではこれは物すごくよろしいという認知をいただいたというの、これまた公明新聞に記載されておりました。私はこれを見て、我が参議院議員の、お医者さんであります桜井事務所の方に、参議院の事務所に電話をして、ワクチンの臨床の結果はどうなんだということで、医師の立場からどういう見解を持っているのか、資料を取り寄せました。このことで、確かに接種費用はかかるけれども、がんを克服することによって、物すごい医療費が削減できるという学会発表があるという資料をいただきました。こういうものを各市盛んにやっているのであれば、少なくとも、多賀城市でも、このことについて着眼して、調べて、導入できるかどうかという検討をする余地があると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○紺野健康課長

先ほど米澤委員さんからもお話がございました子宮頸がんワクチンの関係でございますが、お二方からの御紹介にありますとおり、このワクチンにつきましては、国内の子宮頸がんでの発病の七、八割ぐらいのがんは予防できるというようなアナウンスがございます。ちなみに、子宮頸がんそのものについては、女性特有のがんということで、発症率が非常に高く、国内では毎年これによって2,000から3,000の方が死亡しているというふうな推計もございます。これも一応確認はしております。

市の方でその辺は検討しなかったかというお話でございますけれども、うちの課で、1月の14日ですか、試算は一応いたしました。1月14日時点での調査なんですけれども、メーカーアナウンスですと、接種は10歳以上からできるということで、これも先ほどお話し申し上げましたとおり、3回接種で、あくまでも自由診療ということなものですから、値段的には、四、五万円から七、八万円ぐらいという間で、医療機関ごとに違ってくるという

ころはございます。この時点では名古屋市さんだけが助成の表明をされていたわけですが、私どもの方で一定の案分で計算をいたしました。

これは、21年度の市民課概要での人口別年齢を参照しまして、11歳から14歳までの女性、低所得者の方も含めて、全部で1,247名おられました。接種単価を1万5,000円ということで、3回で4万5,000円ということになりますけれども、これをベースに、まず一つ目として、接種率が70%、3分の1補助、要は、1万5,000円の補助ということで計算した場合は、1,309万3,500円の費用がかかると。二つ目として、接種率が半分だったと、補助金額は1万5,000円で変わらずでやった場合は、935万2,500円という試算はしてございます。これは今のところのメーカーアナウンスなものですから、はっきりわからないところもあるんですけれども、11歳から14歳ということで幅がありますので、仮に、22年度だ、あるいは23年度だということでこれを導入するということになった場合は、11歳、12歳、13歳、14歳と、4年分ぐらいの方を一気にやるということになるので、1,300万前後がかかるだろうと。もちろんこれは助成する金額にもよりますけれども、1万5,000円ということで計算した場合には、1,300万ぐらいかかるだろうということで見てございます。

ただ、これは当初の費用でありまして、11歳から14歳までの接種が必要な方がバーツと1回にはけてしまうと、次からは、多賀城市の出生率は大体700人ぐらいで推移していますので、その半分が女性として、300人から350人ぐらいの方がチャンスと予防接種を受けるといような、そういう流れになるのだろうと。その場合は、大体300万前後かなというふうには一応試算はいたしました。

健康課としては、有効性が高いといような話も聞いておりますので、なればとは思ってはありましたけれども、なかなか財政的に厳しいというのが一つと。それから、今の段階ではあくまでも任意接種でございます。予防接種法に基づく予防接種ではないものですから、万が一、健康被害が出たときに、それについては、これまた、独立行政法人の、補償する医療機構といようなものがあるんですけれども、そちらの方と接種されて健康被害に遭った御本人さんとのやりとりということで、国も市町村も一切責任がないといような形になっております。この辺がネックかなというふうには考えております。

○竹谷委員

この問題は、既に米澤委員もお話ししましたが、今回の参議院の予算委員会で提言をされておりましたし、各国會議員もこれに着目していろいろ質問をしているようです。多分、これから厚生委員会だなんだかんだでこういうものは話題になってくるのではないかと思います。私は、今、あなたの言われたような懸念があるのではあれば、少なくとも、県と多賀城市と共同して、国に対して、予防の観点、医療費の削減といような問題を踏まえるならば、大事な事業じゃないかといことを発信すべきだと。あなたがおっしゃられるような危険な要因があるとすれば、予防接種のその中に組み込んでいただく方策も必要だろうし、そういうことを考えて、宮城県の中で、多賀城でいち早く県に対してどうですかとい声を上げたらいいんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○紺野健康課長

子宮頸がんワクチンでございますが、保健行政に係る情報紙「保健衛生ニュース」といようなものがあるんですけれども、いわゆる業界紙みたいなものがございますけれども、年明けてからのその情報によれば、子宮頸がんワクチンのみならず、昨年からのいろいろお話がありましたヒブワクチン、あるいは肺炎球菌、それから、その後に水疱瘡とか、そういったその他の、今現在、予防接種法で定期接種の対象になっていない、我が国においてはなっていない疾病に対する予防接種について、定期接種化ができないかといようなこと

で、今現在、厚生労働省内ではその話し合いが始まっているやに、そういう情報は来ております。したがって、12月の佐藤委員からの一般質問の際にもお答えしましたように、そのときは、全国市長会の方で、ヒブあるいは肺炎球菌等について定期接種化を望むという決議文を出すということですので、その動向を見守りたいというような、そういった回答を差し上げておりますけれども、この子宮頸がんワクチンについても同様に、ほかのワクチンのことも入ってきているようなものですから、その辺の動向は見ていきたいというふうには思っております。

それから、これも先ほど米澤委員の方にもお話しいたしましたが、県、国の方には、県を通してということになると思いますが、機会あるごとに、ぜひ定期接種化を検討してほしいというようなことをお伝えしたいというふうには思います。

○竹谷委員

宮城県は、いわば、こういう予防には先進県とも言われているところでございます。そういう意味においては、課長のおっしゃることも理解できますが、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

次に、観光行政について。123ページでございます。多賀城の観光行政は、基本的にどのような政策で進めていこうとしているのか、その基本姿勢をお伺いしたいと思います。

○佐藤商工観光課長

多賀城市には、加瀬沼などの自然や特別史跡の多賀城跡附寺跡、重要文化財の多賀城碑、あるいは、末の松山や沖ノ石の歌枕など、歴史的資産と展示施設の埋文センターとか東北歴史博物館があり、さらには、歴史的資源を活用したあやめまつりや万葉まつりなどのイベントが観光の中心になるのかなと思っております。また、多賀城市は、多くの観光客が訪れる仙台松島広域観光ルートのちょうど中間に位置し、自動車道も整備され、県道、市道等の交通体系も整備をされ、インターチェンジも近々なのかわかりませんが、地理的条件も整ってきているという状況だと思っております。

○竹谷委員

要は、史跡を中心とした観光行政をやっていききたいと、簡単に言えば。そういう発想でよろしいですか。

○佐藤商工観光課長

はい。どちらかというと、そのとおりだと思います。

○竹谷委員

そうであるとすれば、いつも話題になっている臨時駐車場等について、全然施策としてっていない。多賀城に来て、多賀城物産の販売所、ここに行けばあるよという。少なくとも、その辺に駐車場などがあれば、そこにプレハブでも置いてそういうこともできるんじゃないかと。口では言うけれども、実際に予算づけはされていないと私は見たんです。だから、今、基本方針を聞いたんです。多賀城の観光を本当に真剣になって考えて、多賀城の自主財源の確立のためにも頑張るんだと、経済の活性化のために一翼を担う政策で進めていくんだというのであれば、もっと積極的な予算づけなり、そういうものが大事じゃないかと思うんですけれども、その辺についてはいかがですか。

○佐藤商工観光課長

特別史跡に係る駐車場等につきましては、例えば、第3次保存管理計画とか、あるいは中央公園整備の中で考えていくのかなと思っております。

○竹谷委員

観光行政はあなたのところでやるんでしょう。あなたの方の試案をきちっと出して、そして、それで、史跡整備のために、県から来た整備費を使って史跡の分野でやっていただくとか、どこが基本的な柱をつくっているの。私は柱を聞いているんですよ。それで、枝葉がついて。あなたが言うように、柱はこうです、今年度は史跡整備のためにこれだけの予算をつけていますと。このことで多賀城の観光行政に寄与していくんですというものがあるんですか。そこまで言うと、課長に悪いから。そういう思いを持って観光行政はやっていかなければいけないということですよ、土地の活用も含めて。

それで、具体的に聞きますが、観光イベント開催事業の補助金 500 万、これはあやめまつりと万葉まつりだけですか。

○佐藤商工観光課長

観光イベント開催事業補助金につきましては、505 万円なんですけれども、多賀城跡あやめまつり補助金として 480 万円、多賀城市民まつり補助金として 25 万円であります。

○竹谷委員

あやめまつりと市民まつりですか。

○佐藤商工観光課長

毎年、夏に自衛隊の方で開催している多賀城市市民夏まつりに対しての補助金であります。

○竹谷委員

そんなのを観光課で出しているんだ。わかりました。ここは観光課で出しているということですか。これは前は別なところから出ていたんだよね。意味はわかりました。

では、あやめまつりにこれだけの費用を出しているということは、あやめまつりのアヤメの管理は別から出ていますよね、農政課とかどこかで出ていますよね。アヤメ全体でどれだけの費用がかかっているんですか。

○鈴木道路公園課長

アヤメの維持管理でございますが、1,900 万ほどかかっております。

○竹谷委員

アヤメの管理は公園の方でやって、イベントは観光でやると。そういうぐあいに分かれているんだ。わかりました。費用対効果は大変なことですね。約 2,300 万からの費用ということですね。であれば、もっともっと全国的に広げた大イベントにつくり上げていくという工夫はしていかなければいけないのではないかと思うんですけれども。そして、万葉まつりとの関連、万葉は 100 年構想でやるから別な方でしょうけれども、これと観光の結びつき。あなたが先ほど史跡を中心としたというのは、万葉まつりは史跡を中心とした祭りですよね。であれば、多賀城の観光行政の中に取り込んで大々的にね。春になるか夏になるかアヤメ、夏の市民まつり、秋の万葉まつり、四季の祭りが構築できるんじゃないですか、観光行政として。そういうものに発展させるような考えはないですか。

○佐藤商工観光課長

多賀城市には、今、委員さんがおっしゃったとおり、あやめまつりから始まりまして、万葉まつり、あるいは大友家持短歌大会とか、年を通してある程度の事業を開催しております。それに対して、私どもの方でパンフレットとかチラシをつくりまして、それを、東北自動車道とか、近辺の観光案内所とか、最寄りの駅とか、いろんなところに送付してPRはしている状況であります。

○竹谷委員

もうちょっと集約したらいいんじゃないですか、観光行政として。あちこちばらばらしないで、きちっとまとめて、それで、これだけの費用をかけてこれだけの観光行政をやっていると。その結果、多賀城への来訪者がこのぐらいだと。そのことによって費用対効果がどうなっているのか。私は大事だと思いますよ。悪いとは言っていないです。やるからにはそのくらいまで真剣になってやっていくことが大事じゃないかと。

それと、この下にある、観光協会の役割と活用ですよ。そこまで聞こうと思ったけれども、やめます。観光協会の役割と活用も含めて、多賀城の観光の種々事業について、もっともっと集約化をしながら、市民の目に見えるような、財政も含めて、やることが大事ではないかと思いますので、それは私の意見として申し上げておきたいと思います。

○藤原委員

資料6の101ページです。東部衛生のことというよりも、組合合併の話が先ほど話題になっていたのです。市長からは、そう遠くない時期に合併できるであろうというようなニュアンスの答弁がありました。東部にいくと、市長が管理者で私が議長で微妙な関係何ですけども、ここでは一市長と一議員ということで御理解いただきたいと思います。

環境組合と消防が合併することについては、私はそれほど懸念はしておりません。ただ、東部にはそう簡単には言い切れない事情があるというふうに考えています。これはどなたがお答えになってもよろしいんですが、ごみ処理施設の中で一番肝心なものは何だという認識をされていますか。市長でもよろしいですし、市民経済部長でもよろしいんですが。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

最終処分場と認識しております。

○藤原委員

私も同じ認識ですが、それはどういう意味において最終処分場だという認識ですか。

○永澤市民経済部次長(兼)生活環境課長(兼)収納課長

大事といいますか、今まで、いろんな全国の市町村で最終処分場の確保に相当な苦労を重ねてきたという実態がございますし、そのまま埋め立てを続ければ、結局は、その下流にいる皆さんに被害を出しかねない。出さないためには、かけなくともいい金をかけなければならない。結局、そこをどういうふうに小さく扱っていけるか、それが、今後のごみ処理の基本的な考えに持っていかなければならないものだと考えております。

○藤原委員

認識は一致しているんですけども、つまり、こういうことなんですよ。ごみ処理施設というと、みんなはごみ焼却場を思い浮かべるわけね、煙を出して燃えている。煙じゃない、

水蒸気か。ごみ焼却場がごみ処理施設だと思っているんですよ、みんな。けれども、ごみ処理施設あるいは破碎処理施設というのは、ごみ処理の中では中間施設と呼ばれているんです。これは老朽化すれば、耐用年数が来て老朽化すれば、お金さえ積めば施設の更新ができるんですよ、新しい施設に変えられるんです。だから、今のごみ焼却場だって、15年ぐらい前かな、70億か80億かけて新しい施設にしたんですよ。ところが、最終処分場だけは、1回使い切ったらもう終わりなんですよ、満杯になったら終わりなんですよ。だから、幾ら金を積んだって、土地を提供してくれる人がいなかったら、最終処分場問題というのは全然解決にならないんですよ。1回しか使えないと、そういう意味において、最終処分場問題というのは、ごみ処理施設の中では一番肝心な問題なんです。

塩釜を受け入れると、2市3町共同になったという場合ですよ。当然、最終処分場で塩釜のごみも受け入れることになります。その分、これまで1市3町で最終処分場を延命化させるために一生懸命いろんな努力をやってきたと。塩釜を受け入れることによって、当然、最終処分場の寿命が縮まります。その問題をどういうふうに解決するのかということを引きちんと見きわめなければいけない問題なんです、これは。だから、さっきのように、私は多分リップサービスで答えたような嫌いがあると思っているんだけど、そう遅くない時期に3組合が合併できるような、そういう単純な問題ではないんじゃないかと、ごみ処理施設の問題というのは。私はそう思っているんですけども、再度、市長に御答弁をお願いします。

○菊地市長

恐らくや、そのとおりじゃないかなというふうに思いますし、当然、塩釜の焼却炉、それから、塩釜で捨てている最終処分場等の寿命というものも、恐らくや、ここ五、六年、あるいは、何ぼ延びても、今10年ぐらい大丈夫だという話も副市長から聞いておりますけれども、私、簡単に、複合のという話は、竹谷委員の方にお話し申し上げましたけれども、当然、そういう問題をクリアしていかないと、複合の組合というものはでき上がらないだろうということで、今、藤原委員がおっしゃったように、消防と環境の方はスムーズに複合の方に移れる可能性は高いということで、まず、そちらの方を動かして置いて、あるいは、最終的に、10年先をにらめるかと。長年、別にやってきたものですから、いろんな形での、私、市議会時代にもその話を言ったことがございます。一緒にやれないのかという問題を伊藤市長にぶつけたことがたしかあったわけでございますけれども、伊藤市長は、政治的な問題があって、ちょっとできないという、たしかそんな記憶にあるわけでございますけれども、ただ、条件として、今の状態であれば、正式に塩釜市さんの方でどれだけの負担をするかという問題が、一番難題ではないかなという気もしますし、今の東部衛生処理組合のあそこの場所ですと永久的にいいのかという問題もはらんでいるのではないかと。多賀城の観光行政、先ほどいろんな話も出て来ましたが、今の東部衛生処理組合のある場所自身も、本当言って、多賀城にとっては非常に大切な場所に将来なっていくんじゃないかと、環境の意味からいいますと。ですから、いろんな問題をはらんでいると思います。ですから、すぐ何年先にできる問題ではないけれども、将来構想としては、そういう方向性でやりましょうやということでテーブルに着くことは、私自身はできるんじゃないかなという気はしております。

○藤原委員

その程度の答弁だったらわかるね。塩釜が東部衛生に入らせてもらいたいという強い希望を持っているのは私は知っていますよ。それはなぜかということ、やっぱり最終処分場が満杯になりかかっているからなんですよ。ただ、かつて、東部に話があったときに、あなたの方にはごみ減量に努力してないと、今のままでは受けられませんと言ったら、あわてて中倉の最終処分場を掘り返して、もう1回、焼けるものを焼いたりなんんだりしてどんど

ん沈めて、10年ぐらい延命させたということになっているわけなんだよね。だから、隣人だし、個人的なつき合いもいろいろあるし、それは心情的には何とかしてあげたいという気持ちはあるけれども、ただ、長年、1市3町という枠組みの中で、負担し合って、最終処分場を延命化させるために一生懸命努力してきた中で、行革だ行革だとかといって安易に一緒にやるというのは、これは慎重にやった方がよからうと。その辺、最終処分場問題をどうするのかというあたりは、きちんと詰めなければいけない問題があると。

それから、中間処理施設の焼却場だって、今の東部の能力では塩釜は受けられないですよ。塩釜のかまが老朽化したので、じゃ2市3町で共同で建てましょうというような場合に、実際に、塩釜だけの都合でもう1基必要になると。そういうときに1市3町がどういふ負担の仕方をするかというのも、これもそう単純な問題ではないんですよ。だから、私は、これは、三つやるよりも一つになった方がいいというような単純な問題ではないと。一つにするための経費が浮くけた違いの負担を1市3町で受けるといふようなこともあり得るので、これは慎重にやっていただきたいと。先ほどの答弁で、ほぼ正確な答弁になっているような気がするので、これはいいことにいたします。

それから、121ページの工業団地の問題です。工業団地、これをやれば幾ら税金が上がるんだと。4億ですと。はい、わかりましたと。そういうやりとりがありましたけれども、うまくいって4億入ったとしても、3億交付税が減るので、実際の実入りは1億円だといふのは、この間ずっと話をしてきたことですね。それで、私らの立場は変わっていません。市長の立場も全然変わっていないんだけど、今の電気自動車の世界的な過剰生産の中で、そう企業が来るとは思えない。それに加えて、トヨタではリコール問題も起きていると。西に育英、東に八幡小学校、文教地区でもあると。かつて、教育部からもそういう意見が出たというふうに聞いていますが、そういう問題もあると。それから、あそこを造成することによって、一本柳の雨水幹線を整備しなければいけない。相当の金がかかる。そういうようなことを総合的に考えると、手を着けない方がいいというのが私らの意見で、その意見は変わっていません。ただ、ここでやっても、市長の意思は非常に固いので、そこを議論しようとは思わないんですが、21年度と22年度の発掘は試掘でしたよね。これで本調査が必要だといふふうになった場合に、どの程度の調査になるのかと。城南地区の組合の区画整理事業のときは、いわゆる道路部分の調査をやったわけですね。要するに、全面発掘はしないわけですよ、城南の区画整理事業の場合に。それぞれの宅地分まではやっていないわけですね。工業団地の場合に、本調査が必要だといふ場合に、市の責任としてはどこまで掘らなければいけないのかということなんですけれども、お答えください。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

まず、どの程度の調査かといふのは、この21、22年度の調査を終わって見ないとわからないというのが現状でございます。と申しますのは、今は単に遺構が見つかった、あるいは、穴が見つかったということで、何時代のどんなことに使った穴なのかというのが明らかではないと。したがって、それがどこまで広がっているのか、これを見きわめることが一番大切なのかなということではございます。

それから、本発掘の件でございますけれども、基本的なスタンスとしましては、本発掘は事業者が負担をすべきものというふうに思っております。この場合、考えられる事業者といふのは、例えば、市が直営で造成したり、市の公社が直営で造成したりということになれば、市の責任で発掘。あるいは、進出企業が造成するのであれば、進出企業が発掘、区画整理組合で行うのだとすれば、組合で発掘ということになるかと思っております。

それから、全面発掘なのかどうなのかということですが、これも、事業主体が何かよっても大分変わってくる可能性があるだろうなというふうに思っております。例えば、

進出企業がもう決まって、既に、建物をどの位置に建てて、どこを駐車場にするのか、どこを緑地にするのかということが決まってしまうと、その決まった位置だけのポイントポイントでの本発掘であろうというふうに思っています。

それから、もっと別な言い方をして、どこに建てるかさっぱりわからないんだけど、先行して発掘してしまおうということになれば、全発掘ということもあり得るだろうと思っています。ただ、面積が面積だけに、あそこの15ヘクタール全発掘ということになると、期間的にも相当時間がかかるだろうと。その辺につきましては、今後、埋蔵文化財があそこどの程度影響があるのか。15ヘクタール全部に影響があるのか、1ヘクタールなのか、2ヘクタールなのか、その辺を十分見越した上で判断させていただきたいというふうに考えております。

○藤原委員

そうすると、差し当たりの発掘は試掘で終わるということだね。例えば、極めて重要な遺構が出てきて、本調査が必要だということになった場合でも、それは市が手を出すわけではないんだと、そこから先は。要するに、進出企業が土地を買って造成するというような場合には、それは進出企業の負担での発掘になると。企業から市が頼まれて、市が一たん買って企業に売るというような場合には、造成する多賀城市が負担することになると。だから、差し当たりの発掘は、22年度の試掘で終わるんだというふうに理解しているのかどうかという問題なんです。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

断言はできないんですけども、基本的に、どの程度なのかにもよってくるだろうと。今、遺構が出ているのが区域の一番西南の端の部分だけでございますので、その部分だけで面積が広くないとすれば、この機に全部やっちゃいましょうという判断もあるかもしれません。基本線といたしましては、とりあえず試掘をしてみないとわからないというのが現状でございます。

○藤原委員

いずれしても、開発者が負担して発掘するというのが原則なので、それは形態によって、組合の発掘になるかもしれないし、企業の負担になるかもしれないし、多賀城市が造成して売るという場合には多賀城市の負担になると。差し当たりは、試掘の範囲でしか発掘はしないということでもいいんだよね。例えば、南西側に遺構が出ましたと。この際だからと。いったって、それはあくまでも試掘の範囲なんでしょう。差し当たりはあくまでも試掘で終わるんだと。どんなに重要な遺構が出てきても、その先は手をつけないんだと。あとは、開発する人が負担するんだという認識でいいのかということですが。

○鈴木市長公室長補佐（プロジェクト推進担当）

基本的にはそうなりますけれども、先ほども申しましたが、出てくる範囲が非常に狭いと。そこだけ本発掘してしまえば、ここは文化財は全部クリアされるんだということになってくると、また少し考え方は違ってくる可能性があるということをお含みいただいた上で、基本線はそのようだというふうにございます。

○根本委員

119ページの商工関係で、多賀城市の経済対策ということでお伺いしたいと思います。

多賀城市の経済対策としては、ここに計上されておりますように、商工会に振興のための助成金を出して頑張っていただきたいという、そういうようなことと。あるいは、太陽光発電設置者に対する助成をやっていますね。これも経済対策になるでしょう。それ以外に、多賀城市独自の経済対策というのはありますでしょうか。

○佐藤商工観光課長

多賀城市独自の振興政策としては、商店街の活性化事業につきましては2市3町ではありませんけれども、多賀城市ではやっているということであります。

○根本委員

それはここに計上されている商店街に対するあれですね。

実は、御存じだと思うんですけども、住宅のエコポイントというのが開始されたんですよ。これはリフォームとかにポイントが、30万までポイントがつくと、1ポイント1円ということで、国の事業です。これがスタートしました。これが新築の場合は去年の12月8日、ことしの12月末までに工事を開始したところ、マンションはその1年後となっていますね。改修は本年1月1日から12月末まで、工事を開始したときが基準になって、住宅ポイントがいただけるというふうになっています。これは利用しない手はないと思うんですね。これを利用してできたのが、秋田県の住宅リフォームと。県で事業を行っているんですね。県が、リフォームするところに助成を出す。市町村で事業をやるところに助成を出すと、こういうふうにして、その条件として、県内の事業者となっているんですよ。私、一般質問でも前に申し上げました。多賀城市内の業者さん、本当に疲弊しています。特に、工務店、家を建てるときの土木屋さん、下地ですね。かわら屋さん、あるいは佐官屋さんなどはほとんど仕事がない。畳屋さんとか、1戸の住宅には、改修するにしても、新築するにしても、かかわってくるんですね。そしてまた、こういう層の人たちに従事している方というのは非常に多いんですよ。だから、こういったところに多賀城市独自の経済対策を打ったらどうですかと、前回私は言ったんですけども、なかなかそこは聞き入れてもらえなかった。しかしながら、今度は、住宅のエコポイントも国でやっている、こういう助成もある。多賀城市で、例えば、新築するところ、改修するところに多賀城市内の業者を使ったならば、それに上乗せして補助しますよと、ぜひとも利用していただきたいというふうな、そういう事業をぜひともやっていただきたいと私は思うんです。今回の財政で説明があった地域経済活性化等、あのお金だってもしかしたら使えるかもしれない。それは私はわからないですけども。市単独でもいいんですよ、どうせ後で戻ってくるお金です、固定資産税などで。だから、今の経済を守ると同時に、しっかりと多賀城市民を守っていくという、そういう具体的な施策が必要じゃないかと思うんですね。そう意味では、秋田県の住宅のリフォーム支援とかというのは非常に参考になりますし、国のこの支援の事業というのは、本当に参考になる事業だと思います。いかがでしょう。

○佐藤商工観光課長

今のお話なんですけれども、持ち家住宅の増築工事に対しての祝い金、前にお話ししたときは、祝い金制度ということでお話しされたと思うんですけども、個人住宅の新築、増改築に当たっては、どちらかという、大手のハウスメーカーとか建設業者の部分が多いと思いますけれども、その中で、やはり地元業者の受注機会をふやまして、それで、地元業者の育成を図っていくということは、大変大切なことだと思っています。そういう関係もありますし、それに、現在の経済状況、不況という状況もありますので、中小企業者も不況でありますので、大変厳しい状況でありますので、商工観光課ではなくて、やはり市全体で考えていくべきだと思っています。

○根本委員

私は、持ち家住宅、あれは参考にして言って、前回質問したのはこのことを言ったんです。答弁がね、あのときちょっとおかしな答弁になってしまって、私の説明不足もあったかもしれないけれども。国はどこを使っても補助金を出すんですよ、どの事業者を使っても。多賀城市で上乗せするときには、多賀城市の事業者を使った場合に上乗せするんです、これは当然なんですね。だから、そういうことで、ぜひともこれは検討していただきたいと思いますけれども、政策担当責任者、いかがでしょうか。

○伊藤市長公室長

市内の事業者の育成という点も踏まえて、総合景気対策本部という会議も持っていますので、その中で詳細をいろいろ検討してまいりたいというふうに考えてございます。

○根本委員

ぜひ御検討をお願いします。

それから、もう1点、その下の、中小企業振興資金融資制度保証料、それから、小企業小口資金融資制度保証料、これも経済対策ですね。課長の前回の説明によると、21年度は非常に利用者が多かったということがありました。それで、本当に困ってここに来る人というのは、300万とか、本当に小口の方が結構多いんじゃないかと。大口は国でやっている緊急保証制度というのがありますから、そちらの方をお願いする場合もあるということだと思います。ただ、これを申し込んだときの審査というのは、最終的にどこで審査するのでしょうか。

○佐藤商工観光課長

商工観光の方には、銀行の方から申請が来まして、それに基づいて、私の方では指定業種なのか、市内に事業所を有しているのか、あるいは税金が滞納していないのか、その辺を確認しながら、1日で銀行の方に返している状況です。

○根本委員

そうすると、最終的には市が判断をおろすんですか。保証協会ではないんですね。

○佐藤商工観光課長

その後に銀行の方から、さらに、保証協会の方で最終となります。

○根本委員

そうなんです。そこに問題があるんですよ。例えば、国でやっている緊急保証制度はとても素晴らしいんです。きちっとした条件があって、ある程度の利益を上げて、そういうところは、時間がかかっても借りられる。ところが、非常に審査が厳しい。また、時間もかかると。今非常に問題になっているんですね。いまいま困っている企業、今、この3,000万円の運転資金があれば命はつながると、けれども、審査が厳しくておりない。こういうことがあるんですね。恐らく、信用保証協会が審査をしているとなると、多賀城市でいいだろうと思っても、その保証協会がだめですとなればだめなんですね、融資の基準はね。私もそう思います。それはなぜかという問題なんですね。当然、保証協会が貸した企業の方が倒産されると、代理返済をすると、このようになるわけですよ。代理返済した後にどうなるかという、日本政策金融公庫から8割、保険金として返済した分が来る。また、その残った2割のうちの8割が全国の信用保証協会から来る。そうすると、4%が残るんで

すよ。その4%は信用保証協会が負担をしなければならないという、この負担があるために審査が非常に厳しくなっているというところがあるんです。だから、小口資金の場合でも、あるいは、この資金についても、そういう部分がたまたま見受けられるんです。だめだったというお話も当然聞きますしね。ですから、これは市ではどうしようもないので、今、信用保証協会が負担する4%を2%にしたらどうだと。そうすれば、負担も少なくて済む。そうするならば、本当に困っている中小企業者、万が一の場合でもそんなに負担がないということで、貸し出しやすい状況になるのではないかなというふうに言われているんですよ。ですから、そういう意味では、もし信用保証協会などにお話しする機会があったならば、そういうことを国においても推進していただきたいと、審査基準の緩和をしていただきたいということをぜひ申し入れていただきたい。担当者レベルでは保証協会ともよくお話しする機会もあるでしょうから、お願いしたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○佐藤商工観光課長

会議等がありましたときには、その辺は申し伝えるようにしたいと思います。

○伏谷委員長

ほかにございますか。板橋委員。

○板橋委員

6款の111ページ、一番右上の枠の19の負担金、補助及び交付金のところの農業後継者支援補助金の5万円というやつで、どういう内容の会議が21年度は行われたか、その辺からちょっとお聞きします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

すみません。今の質問は、19節の負担金、補助及び交付金の中の農業後継者の支援補助についてどのような会議をしたかということでよろしいでしょうか。

これは、農業経営を目指す意欲に満ちた青年農業者の確保、育成を図るために、先進地農家等で研修を行った就農予定者に対しまして助成するものでございまして、結果的に、21年度は該当がなかった結果でございました。

○板橋委員

そうすると、去年、若い農業後継者とお話し合いされた経緯というのがあるはずですよ。それはこの項目じゃなかったんだ。そうすると、その内容をお聞きしますか、農業全般で。後継者と会議。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

昨年の視察研修につきましては、市単独で、突発的に考えた視察研修であったものですから、そういった研修にはこれからは該当しませんでした。

○板橋委員

それでは、農業全般にお聞きします。今年度新しく出してきた農家自立経営スタートアップ事業、これは行政評価の取り組みとかを読めば大体わかるんですが、去年、市長が、若手の農業後継者、30代、40代の方々と話し合いを設けましたよね。その後ですよ、いわきとか千葉の香取市に行ったのは。その件に関しては後からお聞きしますから、その前に、農業後継者と市長がお話し合いした会議の内容をかいつまんで要点だけお願いします。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

視察研修に行った後、お話し合いを設けまして、その中で、視察した箇所につきましては。

○板橋委員

視察に行った後の会議のときは私もおりましたから、大体内容はわかります。その前の段階で、若い農業後継者と市長がお話し合いした経緯がございますよね。その内容をお聞きしたいということです。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

失礼しました。この視察に行く前に、全国的にどこも、農業経営者の高齢化、あるいは後継者不足によりまして、農業全体の活気が失われていると。そこで、多賀城市の農業を将来に向けて活性化させるために何かをできないだろうかというような、もろもろのお話し合いを3回ほどさせていただいた経緯がございます。

○板橋委員

3回の会議の内容をかいつまんで。余り早かったから内容的に入ってはおりませんか。これは農政課が主管としてやったのか、どこの部門でもってその会議を開催したのか。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

農政課でございます。

○板橋委員

内容が何かあるでしょう、こういうこととか、ああいうこととかと、話の中身、会議録の主なもの。

○伊藤農政課長(兼)農業委員会事務局長

それは、昨年8月、9月ごろだったと思ひまして、今、突然の内容なものですから、会議記録であるとかを、私、記憶がちょっと離れていますので、後で答弁させていただいてよろしいでしょうか。

○伏谷委員長

ただいま、板橋委員の質問の途中でもございましたので、ここで皆様に申し上げます。

7款までの質疑の途中ではございますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○伏谷委員長

御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

あす3月10日は、午前10時から特別委員会を開きます。

御苦労さまでございました。

午後 4 時 48 分 延会

予算特別委員会

委員長 伏谷 修一